

第 3 編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1 計画の方針

この計画は、木津川市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、木津川市がその有する全機能を發揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

なお、地震発生の際の活動体制は、市域で観測された震度に応じて定める。

第2 特別配備体制

1 設置基準

- (1) 大雨・洪水等の気象情報に基づき、必要と判断したとき
- (2) 市域に係る河川で水防団待機水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- (3) 市域において震度3が観測されたとき

2 活動内容

- (1) 市内の被害状況についての情報収集
- (2) 府内、周辺市町村、関係機関との連絡調整及び情報収集
- (3) 必要に応じて市長に報告を行い、市長の判断において、上位体制（災害警戒本部又は災害対策本部）への移行を決定する。

3 閉鎖基準

- (1) 災害が発生するおそれがないと認められるとき
- (2) 災害警戒本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害警戒本部に引き継ぐものとする。

第3 木津川市災害警戒本部の設置及び閉鎖について

災害対策本部設置以前の体制として、大雨、洪水、地震等による被害の状況を把握し、水防活動、住民の避難活動等あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、市長を本部長とする木津川市災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

1 災害警戒本部の設置については、2項の設置基準に基づき、自動設置を基本とする。

2 設置基準

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

(1) 災害警戒本部1号配備（1号配備）

ア 気象業務法に基づく警報が発表されたとき（被害の発生や避難所開設等の災害対応の必要性がなく、特別配備体制で対応可能な場合は別示）

イ 国、府より水防警報（水防団待機水位を除く。）を受けた場合

ウ 市域で震度 4 が観測されたとき、又は震度 3 以下においても近畿圏等において大規模地震が発生し、市の対応が必要と予測されるとき

エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部 2 号配備 (2 号配備)

ア 集中豪雨等により公共施設に災害発生のおそれがあり、現場確認等が必要なとき

イ 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき

ウ 市域に係る河川で氾濫注意水位に到達することが予測される時

エ 市域で震度 5 弱が観測されたとき

オ その他、市長が必要と認めたとき

(3) 動員

本部体制に要する動員については、本編第 2 章「動員計画」に定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

(1) 本部長の指示事項の伝達

(2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

(3) 関係機関との連絡調整

(4) 危険箇所の状況把握及び応急措置

(5) 被害状況の調査及び収集

(6) 被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

4 閉鎖基準

(1) 気象業務法に基づく予警報が解除されたとき又は災害が発生するおそれが解消されたと認められるとき

(2) 災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

第 4 木津川市災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

1 設置及び閉鎖

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置又は閉鎖する。

2 設置の決定

災害対策本部の設置については、次の状況に至ったときに、部長等が協議し、市長に具申して市長が決定する。なお、京都地方気象台により地震に関する情報が発表された場合又は市内に設置されている地震計によって震度 5 強以上を観測した際、災害対策本部を自動設置し、職員又は消防団員の派遣等により被害状況を把握・収集した後、対策等の協議を行うものとする。

(1) 災害対策本部 1 号動員

ア 市域で震度 5 強以上を観測したとき。

イ 特別警報が発令されたとき

ウ 一部の場所で災害による被害が発生したとき

エ 市域に係る河川で避難判断水位に到達することが予測され、多数の避難所の開設が必要な

とき

オ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部 2 号動員

ア 市域で震度 5 強以上を観測し、1 号動員では対処できないとき

イ 災害による被害が数か所で発生したとき

ウ 市域に係る河川で氾濫危険水位に到達することが予測されたとき

エ その他市長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部 3 号動員

ア 市域で震度 6 弱以上を観測したとき

イ 市内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき

ウ 市域に係る河川で氾濫・決壊することが予測されたとき

エ その他市長が必要と認めたとき

3 閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときに、災害対策本部において協議し、災害対策本部長が決定する。

第 5 木津川市災害対策本部の組織等

1 災害対策本部の運用

(1) 災害対策本部の運用にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 指揮命令系統を確立すること

イ できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること

ウ 責任分担を明確にすること

(2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

(3) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害対策本部室を設置する。災害対策本部室は、原則として木津川市役所本庁舎に設置する。なお、本庁舎が使用不能なときは、災害対策本部室を中央体育館に設置する。

(4) 災害対策本部の各部各班の事務分掌は、2 (2) 「各部班の事務分掌」のとおりとする。この際、「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」の活用に努め、京都府と円滑な応急対応業務を実施する。

2 災害対策本部の組織

(1) 組織構成



(2) 各部班の事務分掌

部（長）	班	構成	事務分掌
総括部 （危機管理 監）	総括班	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報の受信及び伝達に関すること。 2 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 災害対策本部要員の動員に関すること。 4 災害対策本部会議に関すること。 5 命令及び決定事項の伝達に関すること。 6 各部との調整及び総括班の情報を本部へ伝達すること。 7 地域、自主防災組織との連絡調整に関すること。（樋門閉鎖時の伝達を含む） 8 連絡部と連携し、被害状況等の情報、資料の総括に関すること。 9 消防署等関係機関に対する連絡及び要請に関すること。 10 指定公共機関との連絡・調整に関すること。 11 防災行政無線及びエリアメール等に関すること。 12 水防関係資材の整備及び調査に関すること。
	受援班	臨時編成（8名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援に関する調整、応援要請の実施 2 応援に関する状況把握・とりまとめ 3 資源（人的・物的）の調達・配分・管理の統制 4 応援に関する庁内調整の実施 5 応援に関する調整会議の実施 6 応援職員等への支援
編成部 （市長室 長）	編成班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員配備及び各部・班の配置調整に関すること。 2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織・動員体制に関すること。 3 報道機関との連絡・調整に関すること。 4 被災地の慰問に関すること。 5 各種陳情及び慰問の応接に関すること。
連絡部 （会計管理 者）	連絡班	会計課 議会事務局 行政委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の情報を各部に伝達すること。 2 被害報告等の情報、資料の収集整理に関すること。 3 市議会との連絡調整に関すること。 4 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。
企画戦略部 （企画戦略 部長）	情報班	学研企画課 デジタル推進課 観光商工課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関すること。 2 現地調査班の編成等現地調査に関すること。 3 国・府・市町村等の応援要請及び受入れに関すること。 4 国及び府等に対する要請、陳情に関すること。 5 商工関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
総務部 （総務部 長）	庶務班	総務課 財政課 税務課 指導検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用臨時電話に関すること。 2 車両の管理及び配車に関すること。 3 救助物資及び応急復旧資材の調達、配分及び斡旋に関すること。 4 市有財産の状況調査及び緊急使用に関すること。 5 災害関係予算等財政に関すること。 6 家屋等の被害状況調査及びとりまとめに関すること。 7 り災証明（火災及び農林水産関係を除く）に関すること。 8 被災住宅に対する住宅金融公庫復旧費融資に関すること。 9 災害による被災者に対する税に関すること。

部（長）	班	構成	事務分掌
市民環境部 （市民環境部長）	市民生活班	市民課 国保年金課 人権推進課 環境課	1 避難所の活動支援に関すること。 2 仮設トイレの設営に関すること。 3 食料及び衣類、生活必需品等の供給及び流通備蓄品確保に関すること。 4 遺体の収容及び保存、埋火葬に関すること。 5 防疫に関すること。 6 入浴施設等の斡旋に関すること。 7 尋ね人、安否確認等各種相談に関すること。 8 廃棄物及びし尿の処理に関すること。 9 愛玩動物に関すること。 10 被災者救済窓口に関すること。
健康福祉部 （健康福祉部長）	福祉救護班	社会福祉課 くらしサポート課 高齢介護課 健康推進課	1 保健福祉関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 避難所の設置及び運営に関すること。 3 福祉避難所の連絡・調整に関すること。 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 医療救護及び助産に関すること。 6 高齢者、障がい者等要配慮者への支援に関すること。 7 福祉関係団体との連絡・調整及び災害ボランティアに関すること。
<u>こども未来部</u> <u>（こども未来部長）</u>	<u>こども班</u>	<u>こども未来課</u> <u>保育幼稚園課</u> <u>こども家庭支援課</u>	<u>1 こども関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> <u>2 避難所の設置及び運営に関すること。</u> <u>3 園児等の安全確保に関すること。</u> <u>4 被災園児等の応急対策に関すること。</u>
教育部 （教育部長）	教育班	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化財保護課	1 文教施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 避難所の設置及び運営に関すること。 3 児童及び生徒の安全確保に関すること。 4 被災児童及び生徒の応急対策に関すること。 5 給食センター等の活用調整に関すること。 6 府教育委員会等との連絡調整に関すること。 7 文化財の被害状況調査及び応急措置に関すること。 8 学用品、教科書の調達及び配分に関すること。
建設部 （建設部長）	建設班	指導検査課 建設課 施設整備課 管理課 都市計画課 農政課	1 道路、河川、橋梁及び公園等の被災状況調査及び応急措置に関すること。 2 樋門及び排水機場に関すること。 3 市有建物の応急措置に関すること。 4 土木建築業者等への応援要請及び調整に関すること。 5 地震被災建物応急危険度判定の実施に関すること。 6 開発事業関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 7 一般住宅の応急修理に関すること。 8 仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 9 災害復旧工事に関すること。 10 宅地造成等工事現場の防災調査、指導に関すること。 11 被災宅地危険度判定の実施に関すること。 12 公共土木施設の災害復旧事業に関すること。 13 農地、農業用施設、林業用施設の災害復旧事業に関すること。 14 林地崩壊防止事業に関すること。 15 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。 16 農作物の被害状況調査に関すること。
上下水道部 （上下水道部長）	上下水道班	業務課 工務課	1 上水道施設及び下水道施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 飲料水の供給に関すること。 3 関係団体・協会との連絡調整に関すること。

部（長）	班	構成	事務分掌
消防団 （消防団 長）	各分団（長）	消防団各部	1 人命救助及び避難誘導に関すること。 2 消防団活動の把握及び指示に関すること。 3 水防団活動の把握及び指示に関すること。

※ 各部署に所属する保健師は、福祉救護班で活動するものとする。

※ 設置本部と支所の事務分担

① 警戒本部並びに対策本部が設置された時点から支所は、常に本部と連絡調整をとり、本部（市民環境部）の直接指示に基づき対応するものとする。ただし、緊急を要すると支所長等が判断し実施したものについては、実施後速やかに本部（市民環境部）へ状況報告することとする。

② 本部を設置する前に、緊急事態の発生あるいは、住民からの通報連絡等があった場合は、支所において状況把握を行い、本庁担当課に連絡するとともに危機管理課に連絡する。本部が設置されるまでの間は本庁担当課において対応する。ただし、状況確認時の状況により早急に応急処置をする必要がある場合、あるいは簡易な方法により対応できるものについては、支所長等の判断により対応するものとする。

この場合でも必ず本庁担当課並びに本部（市民環境部）に状況報告するものとする。

③ 高山ダムの放流連絡等は、危機管理課、支所ともにファクシミリ受信できるように配備し、状況を共有することとする。

④ 火災発生時は、消防署から本庁及び支所に連絡が入り情報を共有することとする。消防団長への連絡等の対応は危機管理課において行うとともに、常に災害発生支所との連絡を行うこととする。

3 災害対策本部の標識及び職員の証票

【資料編V-1「災害対策本部の標識及び職員の証票」参照】

第6 職務・権限の代理

- 1 市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長（危機管理課を所管）、副市長（所管外）、教育長の順位で代理する。
- 2 事態に照らし緊急を要すると認めるときは、危機管理監は、市長、副市長及び教育長に代わって各部局長その他の職員を指揮監督し、及び所要の総合調整を行う。
- 3 本部員及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

第7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

本市は市の中央を流れる木津川により南北に2分されているため、橋梁が崩壊した場合、市域が分断される。また、斜面の崩壊等によって道路が不通になり、市域が分断されることも考えられる。

情報収集・整理や災害対策本部の指示事項の伝達を適確に行い被災現場と災害対策本部の連携を図るため、又は被災現場で指揮系統を確立する必要があるときは、加茂支所、山城支所、その他適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成す

る。

第8 初動体制の方針

勤務時間外に市域で震度6弱以上を観測した場合など、職員の参集が極めて困難な状況でも、速やかに初動活動を開始するための体制を整備するものとする。

- 1 職員は、速やかに登庁して災害対策本部を設置し、市域の被害状況の把握等、初動活動を開始する。
- 2 指定避難所の近隣に居住する職員又は近くを通る職員は、速やかに指定避難所の状況を外側から確認し、指定避難所としての使用の可否について、災害対策本部に意見を伝える。
- 3 避難所担当職員又は施設管理職員は、速やかに、指定避難所を点検し、安全確認後、避難所を開設する。また、周辺の被害状況、人命救助の必要性等を把握し、災害対策本部に連絡する。

【木津川市職員初動マニュアル、避難所開設・運営マニュアル参照】

第9 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第2章 動員計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

第1 計画の方針

この計画は、木津川市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合における、本部要員等の動員についてその要領を定める。

第2 特別配備体制

災害警戒本部設置の判断に必要な情報を収集するため、危機管理課において特別配備体制をとるものとする。必要に応じて、関係各部・各課は、特別配備体制に加わるものとする。

第3 災害警戒本部要員の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員等の動員は、次によるものとする。

災害警戒本部要員動員計画

	市長	副市長	教育長	政策監	総括部	編成部 (人事秘書課)	連絡部 (会計課)	連絡部 (議会事務局)	連絡部 (行政委員会事務局)	企画戦略部	総務部	市民環境部	健康福祉部	こども未来部	教育部	建設部	上下水道部	消防団	合計
1号配備	1	2	1	1	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	30
2号配備	1	2	1	1	13	3	1	1	1	7	6	7	12	22	9	10	3	1	101

下表により、特別配備体制及び警戒本部の設置基準として動員する。ただし、状況に応じて、本部長（市長）は必要な要員等の動員を行うことができるものとする。

特別配備体制		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水等の気象情報に基づき、必要と判断したとき ・市域に係る河川で水防団待機水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・市域において震度3が観測されたとき
警戒本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく警報が発表されたとき（被害の発生や避難所開設等の災害対応の必要性がなく、特別配備体制で対応可能な場合は別示） ・国・府より水防警報（水防団待機水位を除く。）が発令されたとき ・市域に係る河川で水防団待機水位に到達することが予測されるとき ・市域において震度4が観測されたとき、又は震度3以下においても近畿圏等において大規模地震が発生し市の対応が必要と予測されるとき ・その他市長が必要と認めたとき
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等により公共施設に災害発生のおそれがあり、現場確認等が必要なとき ・市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・市域に係る河川で氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・市域において震度5弱が観測されたとき ・その他市長が必要と認めたとき

第4 災害対策本部要員の動員

災害対策本部要員の動員は、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて次の3段階により、動員する。ただし、各部長の判断により、要員数を増減することができるものとする。

災害対策本部要員動員計画（平常時の行政組織別表記）

	市長	副市長	教育長	政策監	総括部 (危機管理課)	市長室長 (人事秘書課)	会計管理者 (会計課)	議会事務局	行政委員会事務局	企画戦略部	総務部	市民環境部	健康福祉部	こども未来部	教育部	建設部	上下水道部	消防団	合計
1号動員	1	2	1	1	13	4	2	2	1	12	10	25	27	50	20	22	11	1	205
2号動員	1	2	1	1	13	7	3	3	2	16	32	49	46	100	36	44	20	1	377
3号動員	全 員																		

災害対策本部要員動員計画（災害対策本部の組織別表記）

	本部長	副本部長	政策監	総括部	編成部	連絡部	企画戦略部	総務部	市民環境部	健康福祉部	こども未来部	教育部	建設部	上下水道部	消防団	合計
1号動員	1	3	1	13	4	5	12	10	25	27	50	20	22	11	1	205
2号動員	1	3	1	13	7	8	16	32	49	46	100	36	44	20	1	377
3号動員	全 員															

1号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強を観測したとき ・特別警報が発令されたとき ・一部の場所で災害による被害が発生したとき ・市域に係る河川で避難判断水位に到達し、多数の避難所の開設が必要なとき ・その他市長が必要と認めたとき
2号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強を観測し、1号動員では対処できないとき ・災害による被害が数箇所が発生したとき ・市域に係る河川で氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・その他市長が必要と認めたとき
3号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度6弱以上を観測したとき ・市内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき ・市域に係る河川で氾濫・決壊することが予測されたとき ・その他市長が必要と認めたとき

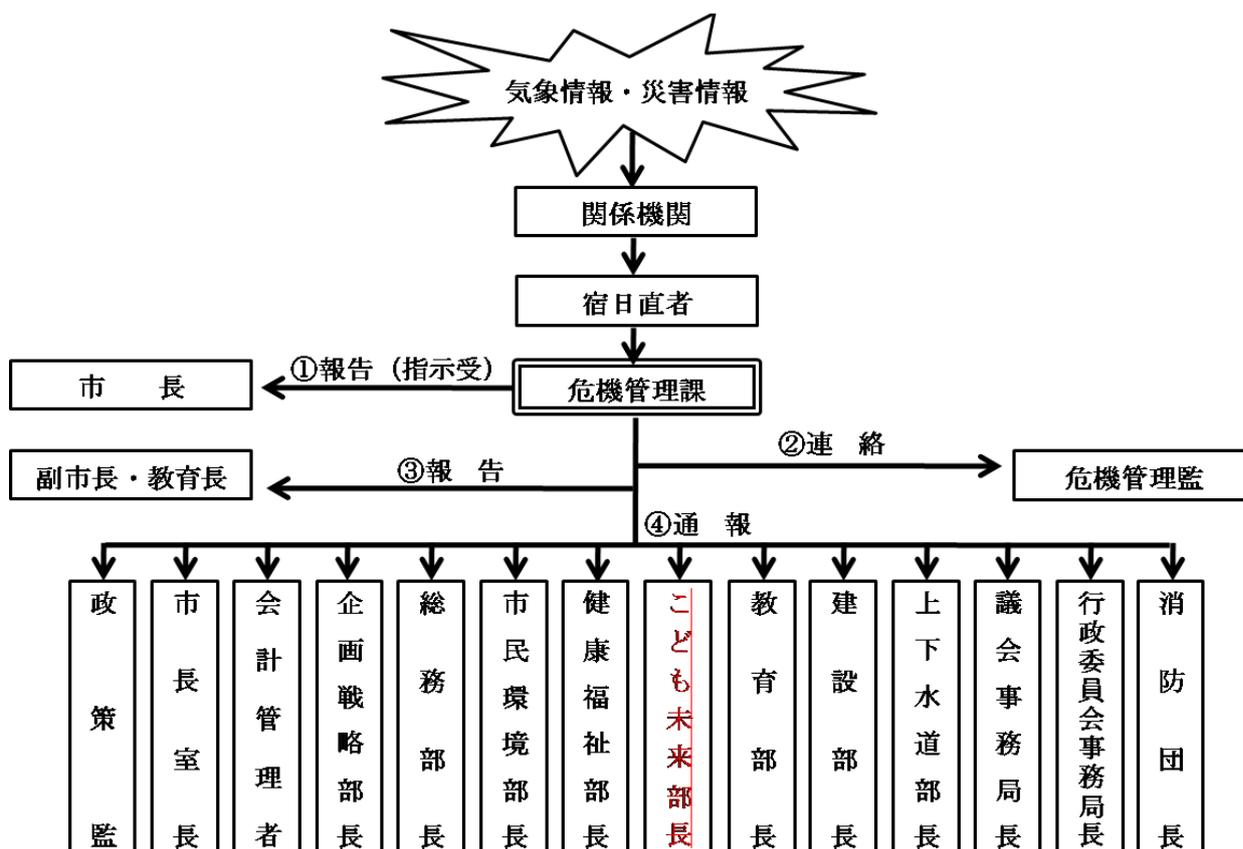
第5 動員の要領

1 本部要員等に対する伝達系統

(1) 平常勤務時の伝達系統

危機管理課長から下記の勤務時間外における伝達系統に示す各所属部長等の伝達先に対し、
庁内放送及び内線・外線電話等により配備の伝達を行う。

(2) 勤務時間外における伝達系統



2 動員の方法

動員は、自主参集とするが、必要に応じて次の方法で職員を招集する。

(1) 災害警戒本部体制

ア あらかじめ市長に指定された災害警戒本部体制の職員は、勤務時間内の場合は職場で待機し、指示を待つ。勤務時間外又は休日の場合は市役所・支所等、各勤務場所に参集する。

イ その他の職員は、勤務時間外の場合は自宅待機し、次の招集に備える。

なお、災害警戒本部体制において、被害状況の把握により、他の職員の招集が必要になった場合は、1の(2)の勤務時間外の伝達系統に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法によりその旨を伝える。

(2) 災害対策本部体制

ア 勤務時間内の場合

庁内放送及び内線・外線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

イ 勤務時間外又は休日の場合

総括部総括班長は、災害情報（気象情報又は住民からの被害情報等）又は、本庁の宿直から連絡を受けたときは、直ちに市長に報告をするとともに、危機管理監に連絡する。

本部長の判断に基づいた動員決定後に、担当する職員に対し招集の旨を伝達する。伝達の方法は、1の(2)の勤務時間外の伝達系統に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。

参集を命ぜられた職員は速やかに参集し、登庁途中における被害状況を把握の上、総括班へ報告する。

ウ 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各班長は、編成班に動員状況を報告する。

エ 消防団に対する伝達及び出動

本部長は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対し、消防団の出動を指示する。なお、消防団長は、実動部隊たる特性に鑑み、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができるものとする。ただし、発令後直ちに本部長に報告しなければならない。

(3) 職員は、災害が発生し又は災害が発生するおそれのあるなどの情報を得たときは、対策本部の指示がない場合であっても、自らの判断により参集するものとする。

【木津川市職員初動マニュアル参照】

第6 他機関に対する応援要請

大規模な災害が発生し、本市のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき府、防災関係機関、他の自治体等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

1 府に対する応援要請

(1) 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに災害対策本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し、災害対策本部会議を招集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

府知事に応援要請する場合は、下記(2)の要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請事項

要請に当たっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする区域、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

2 その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で府知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長が当たり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

第7 災害被害状況調査

1 各部所管施設の被害状況の把握

- (1) 所管施設の被害状況を調査し、連絡部連絡班へ報告する。
- (2) 自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに連絡部連絡班へ報告する。
- (3) 調査の際は、地区ごとの担当責任者を設置する。

2 把握する内容

把握する内容		担当部
人的被害	死者、行方不明者の状況	危機管理課
	負傷者の状況	危機管理課
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理課
	応急危険度判定	建設部
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	危機管理課
その他被害	田畑及びため池・農道・水路等の農業用施設の被害状況	建設部
	文教施設等の被害状況	教育部
	福祉・医療機関等の被害状況	健康福祉部
	道路、橋梁等の被害状況	建設部
	河川、水路等の被害状況	建設部
	水道施設等の被害状況	上下水道部
	下水道施設等の被害状況	上下水道部
	ごみ処理施設等の被害状況	市民環境部
り災状況	り災世帯数、り災者数	総務部
	公共文教施設の被害金額	教育部
被害金額	農業施設の被害金額	建設部
	その他の公共施設の被害金額	建設部
	農林、商工の被害金額	企画戦略部 建設部
避難の状況、 応急対策の状況	避難所の状況	健康福祉部
	応急給水	上下水道部
	給食の状況	教育部
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉部
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	危機管理課

※火災による被害の状況調査は、消防本部が行う。

第3章 通信情報計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

大規模な災害時においては、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、市及び防災機関は、災害に関する予報、警報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ適確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 通信施設の現況

第1 市防災行政無線

山城地域に同報系、各地域に移動系の防災行政無線を整備している。

【資料編Ⅲ-1「市防災行政無線」参照】

第2 京都府防災行政無線

各市町村防災関係機関等を結ぶ無線で、京都府衛星通信系防災情報システムを導入し、本市域では山城広域振興局木津総合庁舎、市役所、加茂支所、相楽中部消防組合消防本部及び京都山城医療センターに設置されている。

第3節 非常時の通信手段及び系統

大規模な災害の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関相互の通信を確保するものとする。

なお、NTT電話による発信は、災害時優先電話を利用する。

第1 府との連絡

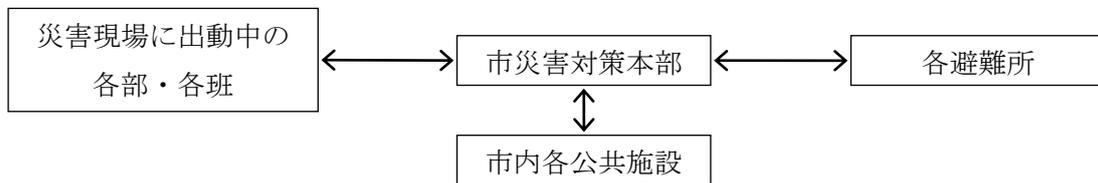
市災害対策本部	府木津副支部 (地域総務防災課)		府山城災害対策支部 (総務防災課)		府災害対策本部 (災害対策課)		
			0774-21-2101		075-414-4472		
	N T T 電話	Tel	0774-72-0051	0774-21-2106		075-414-4477	
		Fax	0774-72-8531	8-750-8101		8-700-8110	
	府防災行政無線	地上	8-770-8101	7-750-8101		7-700-8110	
		衛星	7-770-8101				
他、徒歩等							

第2 消防本部との連絡

市災害対策本部	消防本部		
	N T T 電話	Tel	0774-72-2119
		Fax	0774-73-8199
	府防災行政無線	地上	8-779-8109
		衛星	7-779-8109
他、徒歩等			

第3 各部各班、市内公共施設及び避難所等との連絡

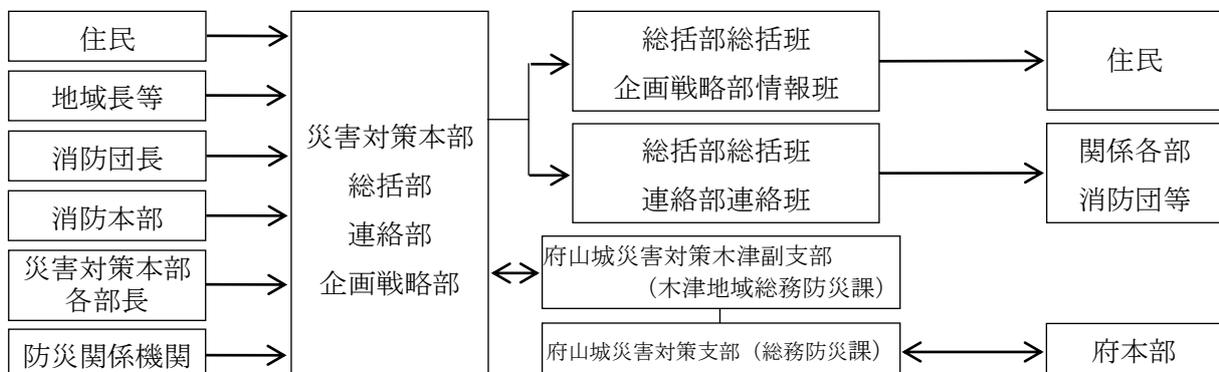
これらの市内の防災関係施設間では、N T T 電話、移動系防災行政無線、携帯電話等により連絡を取り合う。



第4節 災害情報及び被害状況の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき又は調査に技術を要するため市が単独ではできないときは、府山城災害対策支部等に応援を求めて行うものとする。

第1 情報把握組織の系統



第2 地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

第3 火災情報

火災発生の通報は、通常、住民からの119番ダイヤルによる。地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、若しくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。また、府、自衛隊、府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

第4 その他の災害情報

1 その他の気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。ただし、市内の雨量等については府及び(財)河川情報センター等からも情報を収集する。

2 異常現象の発見及び通報

災害が発生し又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近い所に通報する。

- (1) 市役所(本庁)又は支所
- (2) 警察署、交番、駐在所
- (3) 消防署、消防団

3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた市職員又は消防団員は、直ちに危機管理課に通報する。危機管理課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに市長に通報する。

4 関係機関への通報

市長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに府及び関係機関に通報する。

第5 災害情報の収集

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。このとき、災害状況の調査は関係課(班)が主体となり行うが、各地域に点在する警察・消防の職員及び消防団員にも依頼し、迅速に収集する。

1 情報の収集

(1) 住民組織による収集

- ア 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報するものとする。
- イ 地域長、消防団長・分団長等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に報告するものとする。

(2) 本部組織による収集

- ア 各配備職員は、参集段階で経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告する。
- イ 各部長は、各部で知り得た被害状況は連絡部連絡班へ、活動状況及び要望等は、逐次、総務部総括班に連絡する。

ウ 災害状況及び被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、担当者、報告の種類及び連絡先等を明記した上、総務部長に報告する。

調査項目	「第3編第2章第7 災害被害状況調査」2把握する内容を参照
------	-------------------------------

エ 本部長に報告する各種の情報は、総務部総括班において総括し、本部長のもとに一元化を図る。

(3) 連絡員による収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。その上で、責任担当係を設定し、連絡先及び連絡事項等について事前に定めておく。

- ア 市内災害情報調査連絡員
- イ 各区域の情報調査連絡員又は協力員
- ウ 消防団員の情報調査連絡員

第6 災害情報の報告

市域内に地震災害が発生したときは、市防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

1 被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」【資料編Ⅲ-2「被害程度の認定基準」参照】の定めるところによる

2 報告の内容

(1) 災害情報報告

市域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。ただし、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。また、市が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

(2) 報告の項目

- ア 被害の概要
- イ 市災害対策本部設置の状況
- ウ 高齢者等避難の伝達、避難指示の状況
- エ 消防本部及び消防団（水防団）の活動状況、活動内容、使用資機材等の状況
- オ 応援要請状況

- カ 要員及び職員派遣状況
 - キ 応急措置の概況
 - ク 救助活動の状況(避難所開設、収容、炊出し、物資供給、医療、救出等応急救助の実施内容)
 - ケ 要望事項
 - コ その他の状況
- (3) 報告の概要
- ア (1)に掲げる事項が発生次第、その都度、様式第1号【資料編V-2「災害情報等報告様式」参照】により報告する。
 - イ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
- (4) 報告の処理系統
- 市長は、府災害対策木津副支部長（副局長）を経由して知事に報告する。

第5節 被害状況調査及び報告

被害状況の調査に当たっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は総務部においてとりまとめ、その都度府災害対策木津副支部長（副局長）及び関係機関に遅滞なく報告するものとする。被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

第1 被害状況調査

1 概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速を主とする。

2 状況調査

概況調査後は、被害あるいは応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

3 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。この際、携帯電話等による写真メールを活用し、危機管理課へ送信すると処理の迅速化が図れる。

4 詳細調査

応急対策の活動状況若しくは保健、衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

5 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

6 被害程度の認定基準

被害状況等の調査の適確と統一を期するため、「被害程度の認定基準」【資料編Ⅲ-2「被害程度の認定基準」参照】に定めた用語及び被害程度の認定基準を用いる。

第2 被害状況報告

1 報告の種類及び内容

(1) 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、まず迅速を主とすることが望ましく、第1号様式～第4号様式（その1）【資料編Ⅴ-2「災害情報等報告様式」参照】により行うものとする。ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に防災情報システム（WebEOC）により報告する。

(2) 被害状況速報

被害概況速報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次第4号様式（その2）【資料編Ⅴ-2「災害情報等報告様式」参照】により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(3) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に被害状況報告様式【資料編Ⅴ-2「災害情報等報告様式」参照】により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(4) 被害詳細報告

保健、衛生、商工、農林、土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って報告する。

(5) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

2 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話（ファクシミリ）をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。府災害対策木津副支部（地域総務防災課）、府山城広域振興局及び関係機関に対する報告に際しては、総括部総括班長が報告主任、副主任を決めてこれを担当させるとともに通信設備利用は次の事項に留意する。

(1) 電話による場合

「非常電話」、「緊急通話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

(2) 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

(3) 府防災行政無線（京都府防災情報システム）による場合

次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

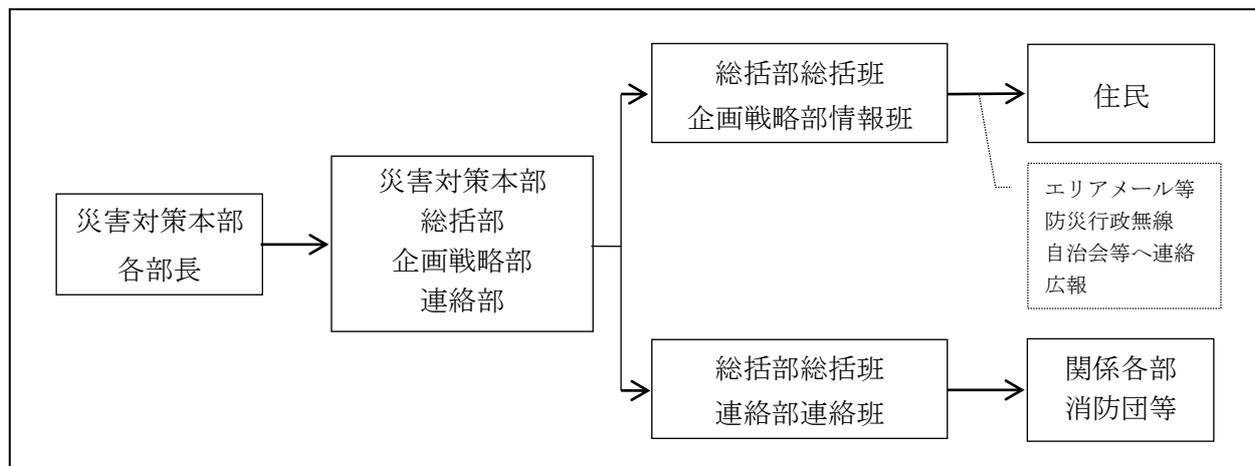
なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

ア 緊急要請

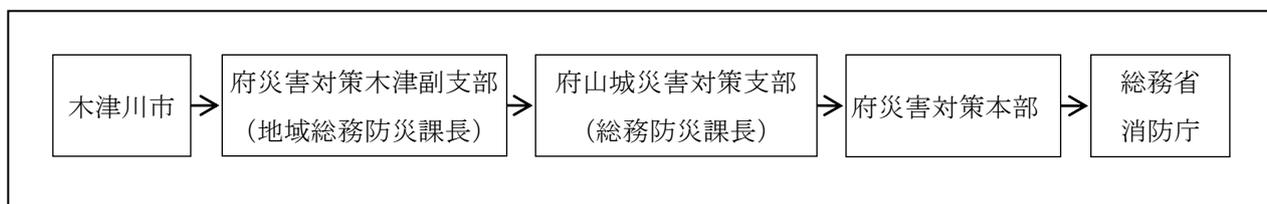
- イ 予警報の伝達
 - ウ 災害対策本部指令及び指示
 - エ 応急対策報告
 - オ 被害状況報告
 - カ その他災害に関する連絡
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用
- 警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合は J R 最寄り駅の通信設備を利用する。
- (5) 通信途絶時における措置
- 公衆電気電信、J R 通信及び府防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

第3 報告の処理系統

災害情報等の伝達系統 —市内の伝達—



災害情報等の伝達系統 —府への報告—



府への連絡先

	NTT電話	府防災行政無線
府災害対策木津副支部 (地域総務防災課長)	0774-72-0051	衛星 7-770-8101 地上 8-770-8101
府山城災害対策支部 (総務防災課長)	0774-21-2101	衛星 7-750-8101 地上 8-750-8101
府災害対策本部	075-414-4472	衛星 7-700-8110 地上 8-700-8110

総務省消防庁への連絡先

	平日 【9:30~18:15 応急対策室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT電話	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
衛星電話番号	048-500-9043422	048-500-9049033	048-500-9049101	048-500-9049036

第4 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称(人・棟・世帯・センチメートル・ミリメートル等)は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図るものとする。

第5 平常時における留意事項

- 1 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- 2 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- 3 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意すること。

第6 電報の発信

電報頼信紙に電報書体(片仮名)又は通常の文書体(漢字をまじえてもよい。)で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

第7 関係機関との連絡

市内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第6節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

市、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びNTTコミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西及びKDDI株式会社(関西総支社)は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、もしくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力会社、一般送配電事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関し発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画に準じて行う。

第4章 災害広報広聴計画

関係部署	危機管理課、人事秘書課、企画戦略部、総務部
------	-----------------------

第1 計画の方針

市の地域に係る災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、市、府及び関係機関は広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望の把握に努める。

第2 報道機関に対する発表

市長室長は情報の収集と公表の一元化を図り、広報資料をとりまとめた上で報道機関に発表する。報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問い合わせの受付、応答については実施要領を定めておく。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難準備情報の伝達、避難指示の状況
- 6 住民並びに被災者に対する避難準備情報の伝達、協力及び注意事項

第3 放送の要請

府知事と日本放送協会京都放送局長及び株式会社近畿放送局長、株式会社エフエム京都との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

第4 関係機関の相互協力

災害の広報に当たって必要があるときは、府木津副支部その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第5 住民への広報要領

災害及び対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項について、企画戦略部情報班が、次の要領により広報する。

1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち、最も適切な方途を講じる。

- (1) 広報車の派遣及び消防車による巡回放送
 - (2) C A T V、有線放送、市防災行政無線の利用
 - (3) 新聞、ラジオ、テレビ等に対する報道の要請
 - (4) 広報紙、ビラ、ポスター等の配布並びに、インターネットによる市ホームページ等の利用
- 2 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実に行き届くよう広報する。

例えば電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に重点を置き、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請するなどの事項を1に掲げた方法により迅速に行う。

第6 広聴活動

- 1 被災地及び避難所等に臨時被災相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 災害に関し、被災者、住民からの各種の問い合わせに対しては、内容に応じ、関係部署において対応する。

第5章 災害救助法の適用計画

関係部署	関係各部
------	------

第1 計画の方針

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続について定める。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- 1 市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯の数が次の世帯数以上に達したとき

人 口	滅 失 世 帯 数
77,907 人 (50,000 人以上～100,000 人未満)	80

注) 人口は、令和2年国勢調査結果

- 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、市の区域内の住家の滅失世帯の数が1の滅失世帯数の半数以上であるとき
- 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき

(例)

- ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているなどのため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
 - ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

(例)

- ① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合(紫雲丸遭難、第五北川丸遭難)
- ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合(上高地遭難)
- ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合(十勝岳爆発、三宅島爆発)
- ④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合(弥彦神社圧死事件)

- ⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和 52. 2 豪雪）
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

第 3 被災世帯の算定基準

1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は 1 とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては 2 世帯をもって 1 とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては 3 世帯をもって 1 とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

(2) 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

このうち、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。

(3) 準半壊

住家の損壊部分とその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

(4) 床上浸水

(1)～(3)に該当しない場合であつて浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの

(5) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈)

必ずしも 1 戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別棟であつたり、離れ家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して 1 戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。

したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

(6) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈)

同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1世帯とする。なお主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第4 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の救助は京都府が実施する。

第5 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市における災害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、市長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに災害救助法を適用する必要がある場合はあわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関し知事の指揮を受けなければならない。

第6 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による救助の方法、程度、期間等及び応急救助のための輸送費及び人夫費等

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

第7 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 避難所の設置
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬

9 死体の捜索及び処理

10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6章 消防計画

関係部署	危機管理課、消防本部、消防団
------	----------------

第1 計画の方針

各種災害の予防並びに防除に対処するため、出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防機関の活動体制、消防相互応援体制、消防組織及び施設等の整備充実を図る。

第2 消防組織計画

1 相楽中部消防組合消防本部

昭和47年に旧木津町、旧山城町、旧加茂町の3町による消防一部事務組合として発足した。

現在、木津川市、笠置町、和東町、南山城村の1市2町1村の構成となり、より広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

【資料編Ⅲ-4「消防組織」参照】

2 消防団組織

(1) 組織

消防組合を支える木津川市消防団は、消防団長1名を置き、本部と9分団で776人の定数で構成されている。

【資料編Ⅲ-4「消防組織」参照】

(2) 災害対策本部及び現場指揮本部

災害時における消防活動は、本編第1章「災害対策本部等運用計画」に定めるところにより災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときはその体制下に入り、消防団本部が消防団活動の現地指導を行うものとする。

本部名称	部長	本部要員	事務分掌
木津川市 災害対策本部 消防団本部	消防団長	各副団長	1 消防団活動の把握及び指示に関すること。 2 災害現地における応急措置に関すること。

第3 設備機器材の配備

1 消防設備機器材及び消防団無線

消防設備、機器材及び消防団無線を配備し、必要な対策を講じる。

【資料編Ⅲ-4「消防組織」参照】

第4 警報発令伝達計画

1 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

2 伝達系統及び方法

第2編第1章「気象等予報計画」に準じて行う。

第5 情報計画

団の各分団等は、地区内の災害情報の収集に当たり、収集した情報を直ちに消防団本部に連絡し、消防団本部は直ちに関連機関に連絡するものとする。

第6 火災警防計画

1 相楽中部消防組合消防本部の出動要領

消防署の火災出動は、次の区分による。

区 分	内 容
第1出動	火災の覚知と同時に出動するもの
第2出動	ア 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他多数のものが出入し、勤務し、居住する特殊建物の火災に対して出動するもの イ 災害の通報状況及び先着した消防隊の連絡状況により必要があると認めるとき出動するもの
第3出動	火災の拡大を予想して現場上級指揮者の要請により出動するもの
特命、特別出動	消防長、消防署長の命により出動するもの
調査出動	火災とまぎわらしい通報の受信、又は怪煙の発見により、それを調査する必要がある場合に出動するもの
警戒出動	直接現場について警戒する必要がある場合に出動するもの

2 消防団の出動要領

消防団の火災出動は、次の区分による。

区 分	内 容
第一出動 部出動 「各分隊」	部の管轄地域内において、水火災等が発生し、小規模で防御可能と認められる場合
第二出動 「分団出動」	部の管轄区域内において、水火災等が発生し、第一出動の範囲において防御困難と認められる場合
第三出動 「方面隊出動」	第二出動の範囲で防御困難と認められる場合
待機出動 「全団」	第三出動の範囲で防御困難と認められる場合
特命出動	水火災等の状況により、上記の区分によらないで必要な（地域、市外含む）特定の部又は分団及び方面隊が要請を受け出動する場合
訓練出動	訓練の内容により必要な部又は分団及び方面隊及び全団員が要請を受け出動する場合
本部幹部	第一及び第二出動にあつては、団長、副団長、担当分団長、副分団長、の本部役員出動すること 第三以上にあつては全本部幹部出動すること
本部消防隊	第二出動以上出動すること
本部女性部	第三出動以上出動すること
その他	各団員が災害を確知した場合「服務規程」

3 招集部隊編成及び任務分担

消防団の編成は、第2の2のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、消防団として本部長の指揮下に入る。

4 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには、厳重な警戒を実施する。

5 通信体制の確立

消防団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

6 火災防御体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について火災防御体制を確立する。

第7 救助、救急活動

- 1 医療機関と協力し、救助、救急活動を円滑に推進する。
- 2 第15章「被災者救出計画」等に基づき、被災者の救出、救護にあたる。

第8 相互応援計画

1 相互応援協定

本市においては、第2編第12章第6節「相互応援協定」に示す相互応援協定を締結している。

2 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、市や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと市長が判断したときは、速やかに府知事に対し、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対し、要請する。

3 受入れ体制の整備

上記の相互応援協定等に基づく応援隊等の受入れに関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ消防本部と調整し、整備しておくものとする。

- (1) 応援要請に必要な手続きに関すること
- (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること
- (3) 災害現場活動に係る方針に関すること
- (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること
- (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること
- (6) 災害活動の記録に関すること
- (7) 管内地図及び消防水利に関すること
- (8) 医療機関の所在地に関すること
- (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること

第9 地震発生時の消防活動

1 基本方針

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたるものとする。

- (1) 地震による火災の発生防止
- (2) 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- (3) 地震災害からの人命安全の確保

2 消防団の初動体制

震災時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、消防本部の地震警備計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

(1) 出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対し出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

(2) 動員及び参集

地震時の動員は団長の事前命令として、被害が予測される場合は自動発令とする。団長及び消防団本部員は災害対策本部へ、分団長以下各分団の団員は各詰所へ参集する。

(3) 情報収集と活用

大規模な地震の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに対応するため、消防団員個々が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じ、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るための消防活動を行う。

(4) 避難路の確保

地震災害の特質から、次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力して、その規制・誘導を行う。

ア 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。

イ 火災発生状況、延焼拡大状況などにより、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

3 相互応援計画

地震火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、府、他の市町村、消防関係機関等に応援要請を行い、被害の軽減に努める。

(1) 知事の指示権等

知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対し、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)

(2) 京都府広域消防相互応援協定

市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防
御困難な災害の場合に京都府広域消防相互応援協定により府内の消防機関を要請する。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、市や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が
とれないと市長が判断したときは、速やかに府知事に対し、消防組織法第 44 条の規定に基づ
き、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、
直接消防庁長官に対し、要請する。

【資料編 V-3 「緊急消防援助隊緊急連絡様式」参照】

第7章 水防計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、市民環境部、建設部、消防本部、消防団
------	--------------------------------

第1節 計画の方針

水防法(昭和24年法律第193号)第3条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速かつ適確に実施されるよう必要な事項を定める。

第2節 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる市がその責任を負い、水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制をとらなければならない。

第3節 水防事情

本市域内を流れる河川は、これまでも河川改修が進められてきたが、現在も集中豪雨による溢水箇所が多く、警戒が必要とされているのが現状である。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

第4節 水防組織

水防業務を処理する水防団は、木津川市消防団をもってこれにあて、消防団長を水防団長とし、市長が総括する。分団単位に水防分団を編成し、各分団区域内における水防業務に従事する。

ただし、被災地域及び事態の緩急により市長が指示した場合は、各分団の管轄区域外においても水防業務に従事する。

第1 水防団の機構

本編第6章第2の2「消防団組織」の「消防団」を「水防団」に置き換えて活用する。

第2 水防に関する事務分掌

- 1 危険地域の警戒に関すること
- 2 河川、ため池その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること
- 3 水害現場活動に関すること
- 4 人命救助及び避難誘導に関すること
- 5 その他水防に関すること

第5節 水防体制

第1 市の水防体制

1 平常時の巡視

水防管理者（市長）は堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見した時は、府山城南土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2 出水時の監視

水防管理者（市長）は堤防延長500mないし1,000mごとに監視1人、連絡員1人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

3 水防管理者（市長）は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第1信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

4 水防作業員は水防警報（準備）で出動を予期して準備し、第1信号で出動（一番手）し、第2信号で必要に応じ（二番手、三番手）が出動する。

5 一番手の出動人員は定員の3分の1以内とする。

6 水防管理者（市長）は、近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

7 水防管理者（市長）は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

第2 ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

1 平常時の巡視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2 監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

3 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者（市長）に連絡できるよう体制を整えておくこと。

4 鉄道線路その他重要公共施設の川上にあたるため池の管理者はため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

第6節 警戒体制

第1 市の警戒体制

危機管理課は、第1章第2特別配備体制1設置基準のほか、次の事項に該当する事態となったときは、情報収集と関係機関に対する伝達など適切な措置をとる。

- 1 降雨に関する気象通報等を受けたとき
- 2 京都府、気象台が警報発令の可能性が高いと予測したとき
- 3 管内の河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達すると予想されるとき
- 4 台風の接近が予想されるとき
- 5 隣接市町から河川の水位が水防団待機水位（指定水位）を超えるおそれがある旨の通報を受けたとき
- 6 府山城南土木事務所及び樋門・ため池の管理者並びに国土交通省から、水防に関する通報、指示、警告等があったとき
- 7 その他市長が特に必要と認めたとき

第2 水防団の連絡組織の確立

水防団長は、市長から警戒を要する旨の通報を受けたときは、あらかじめ定めた要員を持って団員への連絡組織を確立して警戒体制に入る。

第3 災害対策本部への移行

市長は周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めたときは、第2の警戒体制を災害対策本部体制に移行する。

第4 府山城災害対策木津副支部（府木津地域総務防災課）との連絡

災害対策本部長は、府山城災害対策木津副支部（府木津地域総務防災課）と緊密な連絡をとり、収集した情報を報告するとともに府の災害対策活動状況を把握する。

第5 高山ダムとの連絡

大雨等により、ダムの放流が開始される場合は、高山ダム管理所から放流量の連絡を受け、円滑な洪水警戒体制がとれるよう、緊密な連携を図るものとする。

第6 水位・雨量観測通報

市には、第2編第1章第7節に示す国土交通省淀川河川事務所が管理・観測する水位観測所、雨量観測所と府山城南土木事務所が管理・観測する水位観測所、雨量観測所がある。

1 河川水位

河川の水位については、大雨に関する警報が発表されたときは、随時水位の状況を確認する。また、氾濫注意水位（警戒水位）に達した以降は、河川の水位状況の記録を行う。

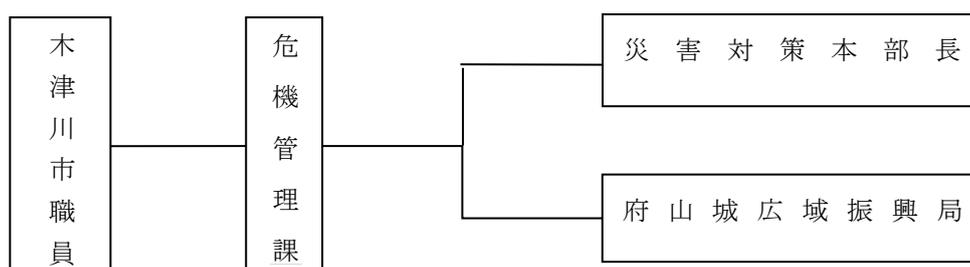
2 雨量

気象庁等のホームページ等により、強い雨雲の接近や線状降水帯の発生、大雨に関する警報が発表されたとき、晴雨に関わらず随時観測を継続する。

また、記録的短時間大雨の発生を念頭に、強い雨雲の動きについては、特に注意して観測を継続する。

3 通報系統

市職員は、局地的な集中豪雨等の兆候を知り得た場合は、危機管理課に通報し、危機管理課は直ちに災害対策本部長(市長)に通報するとともに、府山城広域振興局にも通報する。



通報の際に使用する電話等が途絶した場合は、防災行政無線のアンサーバック機能を利用するか、自動車、自転車又は徒歩により通報する。

4 資料の相互交換

市の地域以外の河川水位及び雨量については、府木津地域総務防災課と連絡し、情報の把握に努める。特に、山城南土木事務所と緊密な連絡を行い、収集した資料を直ちに通報するとともに必要な情報の収集伝達を行えるよう組織を定めておく。また他市町から照会のあった場合は、その詳細を通報し、相互に資料の交換を行う。

第7節 水防出動及び作業

第1 水防団の活動体制

水防団の活動体制は、災害の状況により次の4段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとるものとする。

体制	状 況	任 務
待 機	1 降雨に関する気象通報が発せられたとき 2 市災害警戒本部が設置されたとき	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状況を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
警 戒	指定河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達したとき及びその他水防上必要があると認められるとき	部長、班長等は所定の詰所に集合し、また資機材の整備点検作業、人員の配備計画等に当たり、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため、分団員を出動させる。
作 業	指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及びその他水防上必要があると認められるとき	団員全員は所定の詰所に集合し、警戒配置につく。
解 除	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり水防活動の必要がなくなったと認められるとき	部長等は、団長に水防活動が終了した旨を報告し、団長は、災害対策本部長（市長）に報告し解散する。

第2 河川等の監視

水防団長は、河川、ため池等の監視について、あらかじめ要員及び連絡方法並びに監視の重点を定め、これを団員に徹底する。なお、監視の計画を分団長に求め、これをまとめて市長に報告する。

第3 水防信号

水防時における信号区分は、次のとおりである。

	信 号	摘 要
第1信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 (警鐘信号) ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。 住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 (警鐘信号) ○—○—○ ○—○—○	<ul style="list-style-type: none"> 団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき、水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第3信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 (警鐘信号) ○—○—○—○ ○—○—○—○	<ul style="list-style-type: none"> 堤防が決壊し又はこれに準じた事態が発生したとき、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第4信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約60秒 約5秒 約60秒 約5秒 約60秒 (警鐘信号) 乱 打	<ul style="list-style-type: none"> 洪水が著しく切迫し区域内の住民を避難させる必要があると認めるとき、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。 併せて警察署に通報する。
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 信号は適宜の時間継続すること 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする 	

(水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

- (注) 1 本信号は、家屋火災、山林火災等の信号と重複するが、大雨警報発令中に吹鳴したときは特に公告しない限り水防信号とする。
- 2 警報発令中に火災が起こった場合の信号措置については、別に処理する。
- 3 信号の解除は、別途の放送等による。

第4 市内の重要水防区域

特に市内の重要水防区域、河川重点警戒箇所を重点的に監視する。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

第5 住民の協力

事態が急迫し、水防団のみでは防御が困難となったときは、区域内に居住する住民にも水防作業の協力を得るものとする。

第6 出動の援助・応援要請

- 1 災害対策本部長は、大規模な水防活動を要するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官の援助又は他の水防管理者及び市長若しくは消防長に応援を求めることができる。
- 2 この場合、災害対策本部長は、現場に責任者をおくものとする。
- 3 責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にする。
- 4 援助、応援を求めた場合には、直ちに府木津地域総務防災課長にその詳細を報告する。

第8節 出動、水防開始等の報告

災害対策本部長は、消防本部及び水防（消防）団員の出動状況を逐一把握する。また、水防（消防）団長は、堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合は次により報告、通報の措置をとるが、まず無線により実施し、電話等で着信及び文書により記録し、報告内容を確認するものとする。

第1 水防団員出動状況報告

- 1 状況把握 地区別・出動人員・活動内容
- 2 報告要領 本編第3章「通信情報計画」に準じて行う。

第2 異常事態報告・通報

- 1 状況把握（出動）
 - (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
 - (2) 河川・ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
 - (3) 地震による堤防の漏水、沈下のおそれがあるとき。
 - (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により被害発生のおそれがあるとき。

- 2 報告通報要領

報告する内容は次のとおりとし、様式第1号【資料編V-4「水防報告様式」参照】及び様式第2号【資料編V-4「水防報告様式」参照】に出水状況を記入し、直ちに府木津地域総務防災課長に報告するとともに、影響を及ぼす隣接の市町（水防管理者）に通報する。

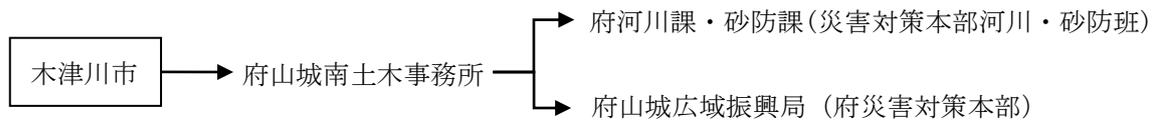
なお、(1)～(7)の内容が全て整理されていなくても、部分的な情報を入手した場合は、速やかに報告するものとする。

- (1) 堤防の決壊、越水、氾濫状況（内水及び外水によるもの）
- (2) 一般被害状況（人的被害、住家被害、浸水面積等）
- (3) 水防活動状況
- (4) 避難状況（避難命令等の発令状況含む。）
- (5) 自衛隊の出動状況
- (6) 市の対応状況
- (7) その他

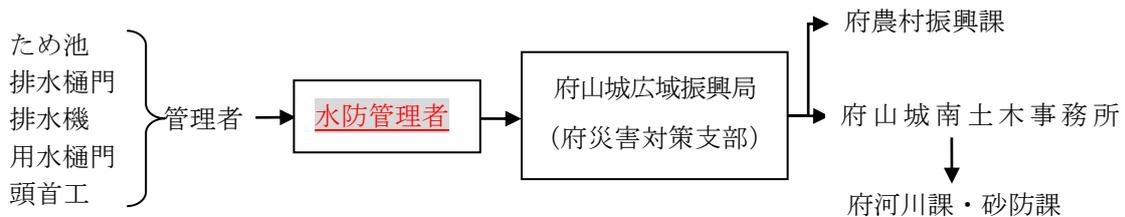
ただし、出水状況、被害状況などによって、資料の追加等がある場合は、府から指示があるときは、その都度、府山城南土木事務所、府河川課及び砂防課に提出するものとする。

3 連絡系統図

(1) 第1及び第2の場合の報告（ため池等の異常を発見したときを除く。）



(2) ため池等の異常を発見したときの報告



第9節 避難のための立ち退き

本編第8章「避難対策計画」の定めるところによる。

第10節 水防資材・器材の整備

水防用資材・器材は水防倉庫【資料編Ⅲ-5「水防倉庫」参照】に整備されているものを活用する。

第11節 公用負担命令書

第1 公用負担命令による収用

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

この場合、公用負担命令書様式第1号【資料編Ⅴ-5「公用負担命令」参照】を目的物の所有者、管理者又はこれらに準じる者に手渡してこれを行う。

第2 公用負担命令権限証の携行

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、消防団長(水防団長)にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、公用負担命令権限証様式第2号【資料編Ⅴ-5「公用負担命令」参照】を携行し必要ある場合はこれを提示する。

第12節 輸送

水防時の出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要に応じ公用車、消防車及び民間から借り上げた車両等を使用する。

第13節 水防解除

災害対策本部長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じる等をもって関係機関の協議を経て、水防活動の必要なしと判断したときは水防解除を指令する。

同時に、この旨を府木津地域総務防災課長に報告する。

第14節 水防てん末報告

水防が終結したときは、災害対策本部長は遅滞なく別に定められた水防てん末報告を府山城南土木事務所長に行う。

第15節 大地震発生時の水防活動

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及び樋門又は排水ポンプの操作、水防のための活動について計画する。

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

第1 近畿地方整備局

大地震発生により直轄河川において浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

第2 府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により府管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、直ちに市に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

第3 水防管理団体（市）等

水防管理団体（市）は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、直ちに水防活動を行う。

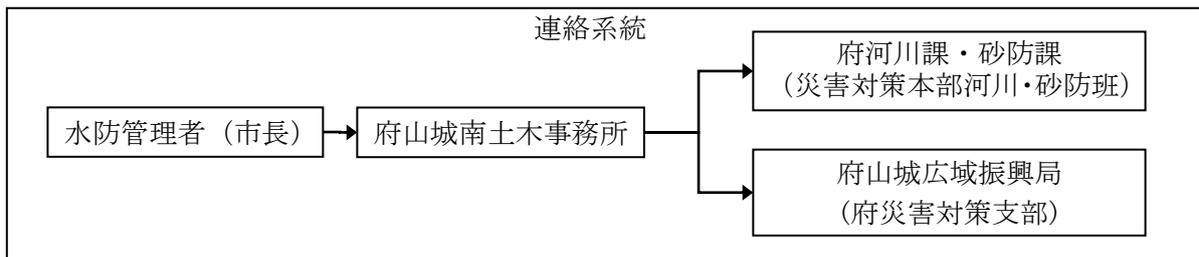
なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

第4 その他

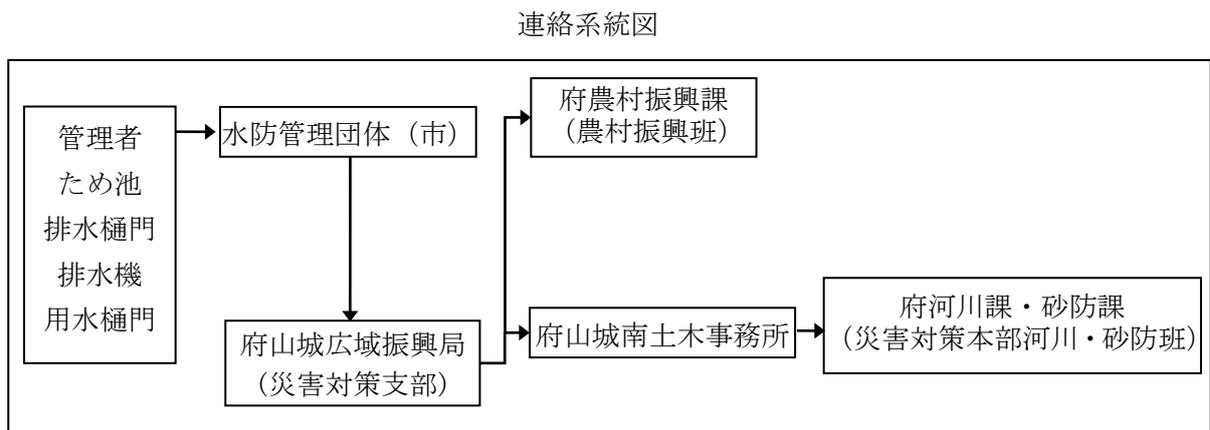
ため池、樋門、排水機等の管理者は、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合には連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときには直ちに水防管理者（市長）並びに関係河川管理者に連絡する。

1 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告する。

- (1) 水防団（消防団）及び消防機関が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）



2 ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。



3 決壊等の通報

大地震が発生したときに堤防あるいはため池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合、当該水防管理団体（市）は、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を、府山城南土木事務所長及び府山城広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体（市・町）に通報しなければならない。府山城南土木事務所長においては、これを直ちに府河川課・砂防課、警察署、又は直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要箇所に連絡するものとする。

第 8 章 避難対策計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第 1 節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は、比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、防災情報メールやSNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

第 2 節 避難の指示等の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠
市長(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)	災害全般	災対法第60条 避難情報に関するガイドライン
知事(指示等)	〃	〃
警察官(指示)	〃	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員(指示)	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者(市長)(指示)	洪水	水防法第29条
自衛官(指示)	災害全般	自衛隊法第94条

第 3 節 避難の指示等の実施

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立ち退きを指示するものとする。

第1 市長の避難指示等

災害による被害発生のおそれがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市長は警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する。

災害が発生するおそれが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、警戒レベル4「避難指示」（避難のための立退き）を発令する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令して、命を守るための行動を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるように早めに避難情報を発令する。

市長は、指示等をしたときは速やかに知事に報告するとともに、避難の必要なくなったときは、住民に対しその旨を伝達し、知事に報告する。

また、市長による避難の指示等ができないときは、警察に避難の指示を要請する。

第2 水防管理者(市長)の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は立ち退き又はその準備を指示する。この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

第3 知事の指示

- 1 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって第1の全部又は一部を実施する。
- 2 知事は、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときはその旨を公示する。
- 3 知事は、市がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに当該代行に係る事務を市長に引き継ぐ。
- 4 知事は、市長の事務の代行を終了したときは、速やかにその旨及び代行した措置を市長に通知する。

第4 知事又はその命を受けた府の職員の指示

- 1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立ち退き又はその準備を指示する。
- 2 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者

に対し、避難の立ち退きを指示する。この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

第5 警察官の指示

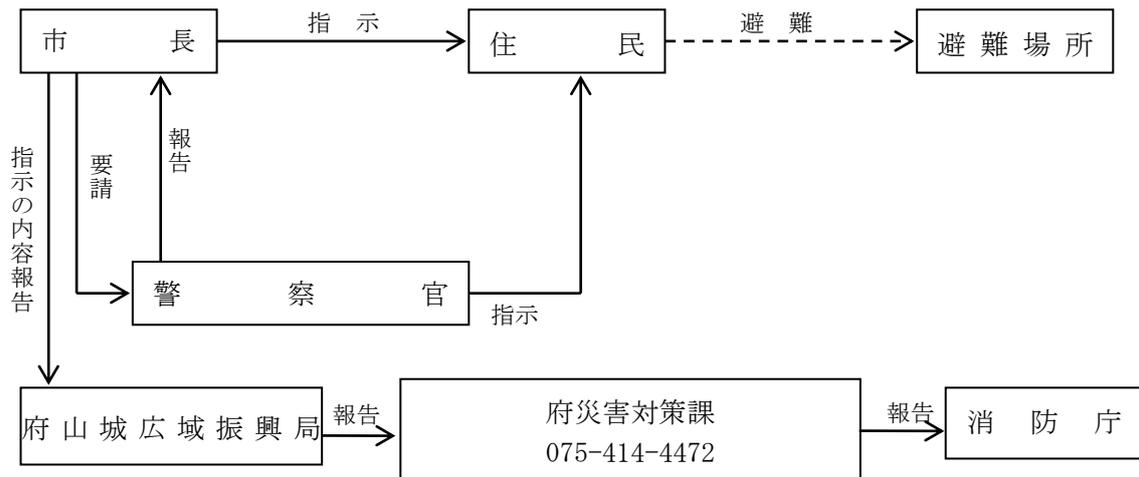
市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

また、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難の措置を講じる。

第6 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じる。

避難の指示の連絡系統



第4節 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

第5節 避難の指示区分等の基準

高齢者等避難の伝達及び避難指示並びに緊急安全確保を行う場合は、第2編第31章第10節「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を目安とする。

第6節 避難の指示等の伝達方法

第1 地域住民に対する伝達

第2編第31章第2節第3「避難指示等の伝達」により、地域住民に伝達する。

【資料編Ⅲ-6「避難指示等の伝達内容」参照】

第2 知事に対する報告

市長等が避難の指示等を行ったときは、その旨を直ちに府山城広域振興局を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

第3 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導整理のため、警察等の関係機関に指示等の内容を伝え協力を求める。

3 隣接市町への連絡

隣接の市、町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難の指示を行うときは、その内容を直ちに関係市長及び町長へ連絡し協力を求める。

第7節 避難の指示等の事項

避難の指示等を関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項の項目は、次のとおりとし、わかりやすく簡易な内容とする。

第1 指示等の事項

- 1 避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 避難指示等の理由
- 5 その他必要な内容

第2 注意事項

- 1 避難後の戸締り
- 2 火災の予防
- 3 家屋補強、家財道具の移動（家財道具を高い所へ移す等の措置）
- 4 携帯品（貴重品、食料、飲料水、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等）は、最少限度のものとし、円滑な移動ができるようにすること
- 5 服装（ヘルメット、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

第3 住民への周知

住民の円滑な避難を促すよう、指定避難所の開設状況等をホームページ等で周知するものとする。

第8節 指定緊急避難場所、指定避難所等及び避難方法

第1 指定緊急避難場所、指定避難所、地域避難所

指定緊急避難場所、指定避難所等は、地区ごとにあらかじめ定めた施設から選定することとし、施設の安全性を確認してから使用する。

地区タイムラインの作成において、セカンドベストに指定した指定避難所以外の避難施設を地域避難所として指定し、地域が主体となって開設・運営する。

第2 避難誘導者

避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において、住民が安全かつ迅速に避難できるように誘導整理を行う。誘導に当たっては、自治会単位又は避難行動に適した集団避難を心掛ける。この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。また、避難行動要支援者名簿等を活用し、要配慮者の安否確認から避難支援について、地域の協力者等により、安全な避難誘導を行う。

第3 指定緊急避難場所、指定避難所の表示

指定緊急避難場所、指定避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所ごとに標識を設ける。

第4 避難順位

- 1 避難住民のうち乳幼児、高齢者、傷病者及び妊産婦等の要配慮者は、優先的に避難させるとともに、避難に対する援護を行うものとする。
- 2 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

第5 避難者の確認・救出

避難の指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難の指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

市は、木津警察署、消防本部、民生・児童委員、自主防災組織、地元住民等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

第6 避難等の方法

- 1 避難の方法は、徒歩を基本とする。ただし、大雨等の気象状況や高齢者等要配慮者の避難など、自動車による移動が適切と判断される場合は、緊急車両の妨げとならない範囲で、自動車により移動する。
- 2 避難、立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とするが、孤立地区又は避難中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、市が車両等を配置して移送する。
- 3 被災地が広範囲にわたり、大規模な避難及び移送を必要とし、市において処置できないときは府木津地域総務防災課へ要請する。

第7 避難所の仮設

避難所に適する施設がないか、又は避難所が使用不能になった場合あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外にバラックを仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

第9節 避難所の開設及び管理等

第1 避難所の開設

市長は、災害の状況により必要に応じて施設管理者に対し、避難所の開設を指示し、被災者を収容保護する。

この時、次の点に留意する。

1 避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所を選定する。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーにも配慮する。

2 避難所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、ファクシミリ、文字放送テレビの設置を図るなど要配慮者に適した設備の整備を図る。

また、要配慮者のための場所を確保する。

3 あらかじめ市が指定する避難所以外でも、災害の状況に応じては避難所としての役割を果たす施設も考えられる。例えば、古くからある寺院は安全な場所にあることが多く、また、2階建て以上の公共施設等は水害時に有効な場合もある。

災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、住民の安全確保に努める。

特に、避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、病院、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等も含めて避難所に活用するとともに、被災地域以外にある旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難行動要支援者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減、避難所での生活への配慮を進める。

4 避難所が学校等である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒等の活動区域を区分し、学校等の機能の早期回復に配慮する。

5 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 新型インフルエンザ等感染者発生時における対応

(1) 避難所の収容人数を考慮して可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、車中泊避難のための駐車場を準備する。

(2) 避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等、感染症対策措置を講じる。

(3) 発熱、咳等の症状のある者が発生した場合は、専用スペースや専用トイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず、同じ兆候・症状のある者を同室にする場合は、パーティションで区切るなどの

処置を行う。

第2 避難所の周知

避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡する。

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び市防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

第3 避難所管理職員

避難所を開設するときは、直ちに各避難所に避難担当の市職員を派遣し駐在させ、避難所の管理運営にあたらせる。連絡員には、市職員のほか消防団員をあたらせることもある。なお、大規模地震が発生した場合は、直ちに避難所担当の市職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。かつ、直ちに相楽医師会、府に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

第4 避難所の管理運営

避難所管理職員は、避難者の協力を得て、避難所運営委員会(仮称)等により、次のような避難所の管理運営を行う。

- 1 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、市災害対策本部に連絡し、指示を受けて避難者を他の避難所へ移送する手続きを行う。
- 2 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- 3 避難者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。

4 避難者の居住性の向上

適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難所開設当初から段ボールベッド等を設置する等、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処置の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットについては、飼い主の責任においてペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないように努め、避難施設及び同居者の状況により、ペット置き場等のためのスペースの確保に努める。

ペットは、府が定めた「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいた対応を行う。

5 プライバシーの確保

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するものとする。

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、仕切り板の設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- 6 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

7 避難者の把握

避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市災害対策本部に報告する。

また、在宅での避難者については、高齢者、障がい者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。

ペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を把握する。

- 8 市災害対策本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置を講じる。

- 9 避難所の運営に当たっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者等には次のような措置を講じる。

- (1) 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生・児童委員等の訪問による実態調査の実施
- (2) 避難者の障がいや身体の状態に応じ、避難所から適切な措置を受けられる施設等への速やかな移送
- (3) 避難者の障がいや身体の状態に応じ、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

- 10 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等の利用可能な既存住宅の斡旋により、避難所の早期解消に努める。

11 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、市災害対策本部に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

12 車中泊避難者対応

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシーの確保、ペットの同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供や、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群をはじめとする健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を勧めることとする。

第5 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

第6 知事への報告

市長（災害対策本部長）は、避難所を開設したときは直ちに、目的、箇所数、場所、収容人員、開設期間の見込み等について、府山城広域振興局を通じ知事に、また木津警察署長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

第7 その他の事項

1 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- (1) 給水措置
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 衣料、日用必需品の支給

2 避難所の管理に関する事項

- (1) 避難収容中の秩序保持
- (2) 避難者に対する災害情報の伝達
- (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (4) 避難者に対する各種相談業務

3 在宅避難者への支援等に関する事項

在宅避難者が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難な場合に備え、在宅避難者等の支援のための拠点の設置等の支援方策を検討する。

第10節 広域避難

第1 府内への広域避難

- 1 災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、広域避難の必要があると認められるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- 2 広域避難の協議先とすべき市町村とその受入れ能力（施設数、施設概要）、その他広域避難に関する事項について、府に助言を求めることができる。

第2 府外への広域避難

災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保

護するため、他の都道府県域への広域避難の必要が認められるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

第3 他の市町村等から協議を受けた場合

- 1 府内市町村から広域避難受入れの協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
- 2 他の都道府県からの広域避難の受入れについて府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 緊急を要する場合の府外における広域避難等

- 1 災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- 2 他の都道府県内の市町村から協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第5 居住者等に対する情報提供及び支援

- 1 市は、広域避難受入れ先の市町村の協力を得て、広域避難者の状況を把握するとともに、広域避難者が必要とする情報を確実に提供する体制を整備する。
- 2 市が広域避難を受け入れた場合は、避難元の市町村と連携し、受け入れた広域避難者の状況の把握と避難者が必要とする情報を確実に提供できる体制を整備するとともに、その生活支援に努める。

第11節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第2 安否不明者等の氏名公表

- 1 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- 2 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む。）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくものとする。

また、府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第12節 避難者健康対策

第1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図るため、関係機関の協力を得て、市及び府がそれぞれの役割に応じ、連携して次のように実施する。

第2 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、市は府と連携し、保健師、栄養士、福祉等の支援チームの支援を受け活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整活動

- (1) 保健活動に関する情報収集を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフ派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。
- (2) 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- (3) 救護所や災害派遣精神チーム（DPAT）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- (4) 支援者・職員の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- (5) 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

2 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までのフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）

- ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。
- イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生器材等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2) 概ね災害発生後72時間（フェーズ1 緊急対策期）

- ア 被災地の健康被害状況に基づき、府に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。
- イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態等について調査し、災害保険活動の方針を決定する。
- ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重病化等二次的な健康被害を予防する。
- エ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。
- オ 感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

- (3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）
 - ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。
 - イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等と連携・情報共有を十分に行う。
- (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）
 - ア 避難所生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。
 - イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
- (5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）
 - ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
 - イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
 - ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。
- (6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）
 - ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。
 - イ 被災自治体職員や外部支援者への心のケアと健康管理を継続的に行う。

第3 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

(1) 精神科救護所の設置

府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、府山城南保健所に精神科救護所を設置（必要に応じ、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

(2) 診療情報の管理

府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府山城南保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1) 関係者による支援組織の編成

府は、府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を実施する。

ア 知識の普及・啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

(2) 専門的なケアを必要とする者への支援

府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 心のケアチームの派遣

府は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第13節 避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第14節 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

第1 避難所開設の対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

第2 避難所開設の期間

避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第3 避難所開設の費用

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

第15節 災害救助法による福祉避難所開設基準等

第1 対象

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

第2 設置方法

協定締結福祉施設を福祉避難所として開設するが、受け入れ困難な場合は、指定避難所のうち、福祉施設として利用可能な施設を福祉避難所として利用する。さらに施設等が不足する場合は、各避難所で福祉避難所コーナーを開設する。

第3 開設期間

災害発生から7日以内

第16節 学校等における避難計画

学校等においては、自ら判断して行動することのできない多数の園児、児童、生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策計画を策定し、これを実践する。

保育園、幼稚園及び小・中学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

第1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、幼稚園は園長、保育園は園長とする。

第2 避難の順序

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

第3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校及び幼稚園にあつては教頭、保育園にあつては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

第4 避難誘導の要領、措置

- 1 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- 2 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ、第2目標へ誘導する。
- 3 避難に当たっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- 4 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次市教育長又は市長に報告し、市教育長又は市長は保護者に通報する。
- 5 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

第5 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務担当、避難指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

第6 平常時における対策

実施責任者は、毎年1回以上避難訓練を実施するとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第17節 二次災害の防止

第1 被災宅地危険度判定

災害により宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施し、被害発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、居住者等に注意を喚起し、二次災害の軽減・防止を図る。

第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、国土交通省及び府は、土砂災害防止法に基づき緊急調査を実施することになっている。

また、国土交通省及び府は、緊急調査の結果に基づき、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により、関係市町村長に通知するとともに一般に周知することになっている。

市は、国土交通省又は府より、土砂災害緊急情報を通知されたときは、速やかに、住民にその旨を周知する。

第18節 孤立するおそれのある地区の対策

災害時に孤立するおそれのある地区については、事前に把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- 1 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- 2 孤立地区の発生も想定した防災訓練などを実施する。
- 3 食料及び生活必需品の備蓄や、飲料水の確保に配慮する。
- 4 孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保に努める。

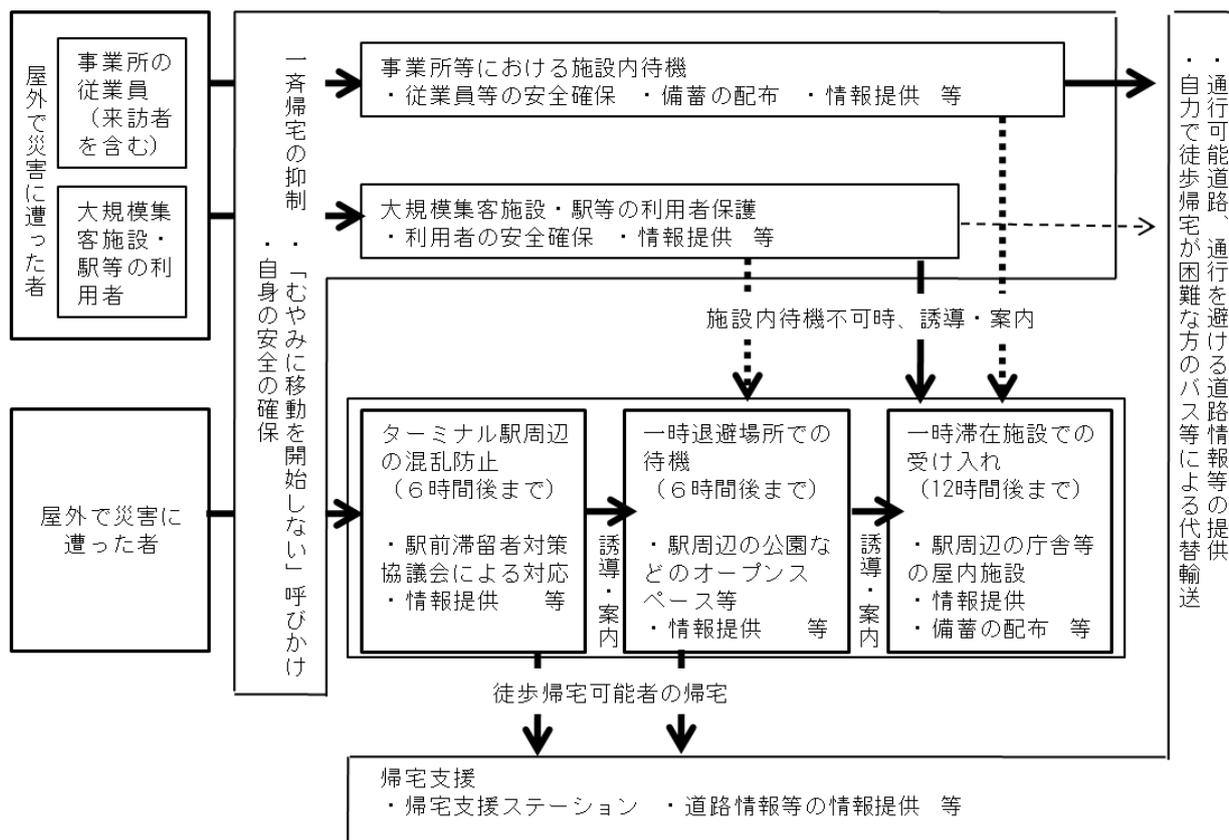
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、総務部、市民環境部、関係機関
------	----------------------------

第1節 計画の方針

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設の提供

- 駅での情報提供
 - 駅構内・駅周辺の滞留者に対し避難施設等の情報を提供し、混乱を防止する。
 - 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を

推進する。

(3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

2 一時退避場所の開設

(1) 駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3 一時滞在施設の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、毛布、トイレ等を提供する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

関西広域連合が締結している災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対し以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者を支援する。

1 水道水・トイレ等の提供

2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 各機関、団体の役割

機関名	内容
府	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理WEBを通じて、府民に提供する。 ○エリアメール・緊急速報メールによる注意喚起 ○避難誘導・交通規制
市	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合・隣接府県	<ul style="list-style-type: none"> ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供 ○バスによる代替輸送手段の確保
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)
大規模集客施設・ 駅等の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内

第10章 食料及び生活必需品等供給計画

関係部署	危機管理課、総務部、市民環境部、健康福祉部、教育部
------	---------------------------

第1節 食料供給計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合は、食料の配給、販売機構が一時的に麻痺混乱をきたすので、日常の食料を確保できない被災者に、速やかな配給ができるよう平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

また、供給に際しては被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 実施責任者

実施責任者は、市長とする。ただし、市で対処できないときは、市長は隣接市町又は府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により市長が実施する。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第4 食料の供給系統

- 1 市は、原則として中央体育館及び不動川公園を輸送拠点として、被災地の状況、交通状況等を考慮して、必要に応じて、当該災害に係るその他集配地を定め、避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市の定める輸送拠点に輸送する。

なお、緊急で市の輸送拠点が機能しない等の場合は、代替施設又は直接避難所へ輸送される場合がある。

また、輸送拠点は、府及び協定締結物流関係会社と連携して支援物資の滞留防止に留意する。

- 3 集配地は、設営者が近隣市町やボランティアの協力を得て管理、運営する。

第5 食料供給の内容

炊出し、乾パン、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に

努めるとともに、通常の配給食料を摂取することのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、乳児への粉ミルク等、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第6 事前措置

- 1 市長は、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 市長は、卸売業者（支店等）及び府山城広域振興局等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第7 米穀の調達

- 1 災害時における米穀の調達
 - (1) 市長は、市内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府山城広域振興局を経由して、知事に要請するものとする。
 - (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、府が協定を締結している米穀販売業者へ出庫要請を行う。また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、近畿農政局と連携しつつ「農林水産省防災業務計画」に基づく供給、支援を農林水産省へ要請し、米穀の確保に努める。
 - (3) 知事からの要請を受けた農林水産省は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。
 - (4) 知事又は知事の指定する者は農林水産省からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。
- 2 災害救助法が適用された場合の米穀の調達
 - (1) 市長は、給食に必要な米穀の数量を府木津地域総務防災課長を経由して、知事に報告するものとする。
 - (2) (1)の報告を受けた知事は、1に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には「基本要領」に定めるところにより、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という）に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
 - (3) 市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
 - (4) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。
 - ア 農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
 - イ 知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
 - ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、農産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市長に対し供

給を行うものとする。

【資料編Ⅱ-11「食料及び生活必需品の調達ルート」参照】

第8 災害救助法による炊出しその他食品の給与

1 対象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事のできない者とする。

2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

3 給与期間

災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、その期間内に3日分以内を現物支給する。

第9 乾パンの調達

市長は、乾パンによる給食が必要と認めた場合、知事に要請する。

第10 民間業者からの調達

市長は、食料等の確保に関する民間販売業者との協定の締結に努め、必要な食料を優先的に購入する。

第11 炊出しの実施

1 実施責任者等

被災者に対する炊出しは健康福祉部（福祉救護班）が当たり、炊出し施設ごとに現場責任者を定める。

現場責任者は、炊出しの状況及び配分の状況を逐一総括班に報告する。総括班はこれを府山城広域振興局に報告する。

2 協力機関等

炊出しに際しては、必要に応じ自主防災組織、自治会及び住民等の協力を得て実施する。

3 炊出しの食品衛生

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊出し施設ごとに備えつける。

4 副食、調味料については、可能な限り市内の販売業者から購入するものとし、不能な場合は、府山城広域振興局に調達斡旋を要請する。

第12 米穀小売業者等について

1 米穀小売業者

市内米穀小売業者に依頼する。

2 副食品販売業者

市内業者に依頼する。

第13 通常配給の復帰

市長は、災害時における応急配給は最小限にとどめ、可及的速やかに通常配給に復帰するよう措置する。

第14 家畜飼料の確保

農業協同組合等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、直ちに府山城広域振興局に調達斡旋を要請し、確保に努める。

第2節 生活必需品等供給計画

第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定める。

また、供給に際しては被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 実施責任者

1 災害時における生活必需品の調達及び支給

実施責任者は、市長とする。

2 災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給

物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、知事の補助機関としての市長が実施する。

第3 生活必需品等の種類

1 生活必需品

被災者に支給する生活必需品等とは、次の品目をいう。

- (1) 寝具 : 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣服 : 普段着で作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下着 : シャツ、ズボン下、靴下、パンツ等の類
- (4) 身の回り品 : タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具 : 鍋、釜、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食器 : 茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品 : 石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等の類
- (8) 光熱材料 : マッチ、ローソク、乾電池、灯油等の類

2 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、くぎ、針金、ブルーシート等の類

第4 物資の調達

1 災害救助法の適用を受けない場合の措置

- (1) 市長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。
- (2) 市民環境部（市民生活班）は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を作成し、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

2 災害救助法の適用を受けた場合の措置

- (1) 市民環境部（市民生活班）は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を作成する。
- (2) (1)の配分計画に基づき、必要量が不足する場合は、直ちに必要量を府山城広域振興局に要請する。
- (3) 府山城広域振興局から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

第5 物資の供給系統

- 1 市は、原則として中央体育館及び不動川公園を輸送拠点として、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市の定める輸送拠点に輸送する。

なお、緊急で市の輸送拠点が機能しない等の場合は、代替施設又は直接避難所へ輸送される場合がある。

また、輸送拠点は、府及び協定締結物流関係会社と連携して支援物資の滞留防止に留意する。

- 3 集配地は、設営者が近隣市町や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。

第6 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

1 対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者。

2 品目

第3の1に準じる。

3 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

4 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内とする。

5 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が市の世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分額を決

- 定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は、直ちに物資を仕分、梱包の上市に輸送する。
 - (3) 物資を受領した市長は、世帯別構成員別の配分計画を立て被災者世帯に配分し、受領書を受取る。

なお、配分に当たっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画を立て、限度額を超えて配分しないよう注意する。

第7 応急復旧資材の調達斡旋

市長は、必要に応じ、知事に応急復旧資材の斡旋を要請する。

第8 物資の配分

調達された生活必需品等は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を立てて、自治会長等立会いの上配分し、配分に関する記録をとる。

第9 生活必需品等販売業者

市内販売業者に依頼するものとする。

第3節 大規模地震時の供給計画

第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合の食料の確保及び避難所における食料並びに生活必需品の供給、物資の集積場所等について定める。

第2 食料の確保

震災時における食料の供給については、避難所における備蓄の検討を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第1に発災後3日間の食料を各家庭の備蓄と市内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

第3 避難所における供給計画

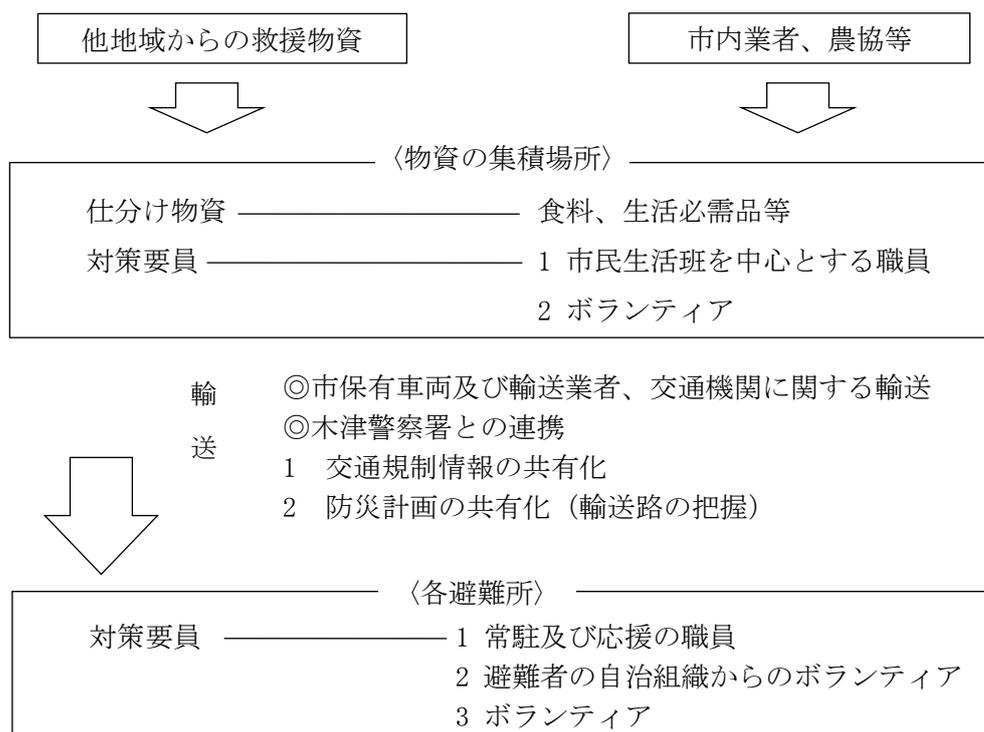
大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への配慮・援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第4 物資の集積場所及び配送等

地震による災害が甚大である場合には、救援物資又は市内からの調達により食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所として、中央体育館及び協定締結した物流等民間業者の倉庫等を地域内輸送拠点として定め、救援物資等の集積から配送に関しそのノウハウを活用するとともに、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うなど、物資の滞留防止に留意するものとする。

第5 震災時の食料、生活必需品等供給の流れ



第11章 給水計画

関係部署	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、上下水道部
------	-------------------------

第1節 計画の方針

災害のため飲料用水等が枯渇し、又は汚染して必要な水を得ることができない場合に飲料用水等の供給体制の確立を図るため、飲料用水・医療用水・生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

第2節 実施責任者

飲料用水等供給の実施責任者は原則として市長が行うものとする。なお、市において飲料用水等の供給が実施できないときは、隣接市町村・日本水道協会の協力を得て実施する。また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）の給水は、日本水道協会が府と市町村相互間の連絡調整を行い、その確保に努める。

第3節 平常時の事前措置

災害時給水活動の円滑を期するため、平常時より次の措置をとる。

- 1 給水源の所在地等を調査しておく。
- 2 タンク車、給水容器、容器運搬用車両の整備をする。
- 3 飲料水の消毒薬品及び残留塩素測定器は、上下水道事業管理者と協議・連携し、必要量の確保に努めるものとする。

第4節 災害発生時の措置

災害発生に備えて事前措置を図るとともに、災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

第1 災害発生が予想される時の事前措置

- 1 隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。
- 2 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講じる。
- 3 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- 4 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させ、電力を確保する。
- 5 消毒薬品（さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム、塩素等）を確保する。

- 6 事務系統職員の応援あるいは各地区水道事業者協同組合の応援の対策をたてる。
- 7 家庭における用水確保の措置を呼びかける。

第2 災害発生時の水道施設の給水源の確保

- 1 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。また、農業用水等で使用可能なものについては、これを活用する。また、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を行う。
- 2 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- 3 停電による断水の場合にあつては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。
- 4 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

第3 災害発生時のその他の給水源の確保

- 1 府山城広域振興局へ協力要請
 - (1) 府山城広域振興局に給水車による浄水の供給を要請する。
 - (2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、府山城広域振興局にろ水機による給水を要請する。
- 2 井戸の利用

被害地においては、水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、生活用水としての利用にとどめ、飲用には利用しないよう指導する。
- 3 災害時協力井戸の登録

市民及び事業者が所有（管理）している井戸を災害時協力井戸として登録し、災害時に地域住民に井戸水（生活用水に限定）を無償で提供できる取組を推進する。

第5節 給水の水源

主要水源	応急給水の水源は、浄水場、受水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。
補助水源	水源がさらに不足する場合は、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。
外部水源	被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第6節 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応

じて必要量を確保することとし、災害の規模により、日本水道協会等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第7節 応急給水方法

第1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市役所（本庁）、支所などの拠点給水とする。また、飲料用水等は、概ね次の方法により供給するものとする。

- ・給水車又はポリ容器及びポリエチレン袋による運搬供給
- ・仮設給水器具による供給

第2 要配慮者等への支援

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

第3 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、防災行政無線及びホームページ等を活用するほか、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ／人・日	おおむね 1000m以内	生命維持に最小限必要（飲料等）
4～10日	20ℓ／人・日	おおむね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 （飲料、水洗トイレ、洗面等）
11～21日	100ℓ／人・日	おおむね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 〔飲料、水洗トイレ、洗面〕 〔風呂、シャワー、炊事等〕
22～28日	被災前給水量 （約 250ℓ）	おおむね 10m以内	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

注）住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

第8節 災害救助法による飲料水の供給

第1 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

第2 費用の限度

給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費と

し、災害救助法施行細則の定めによる。

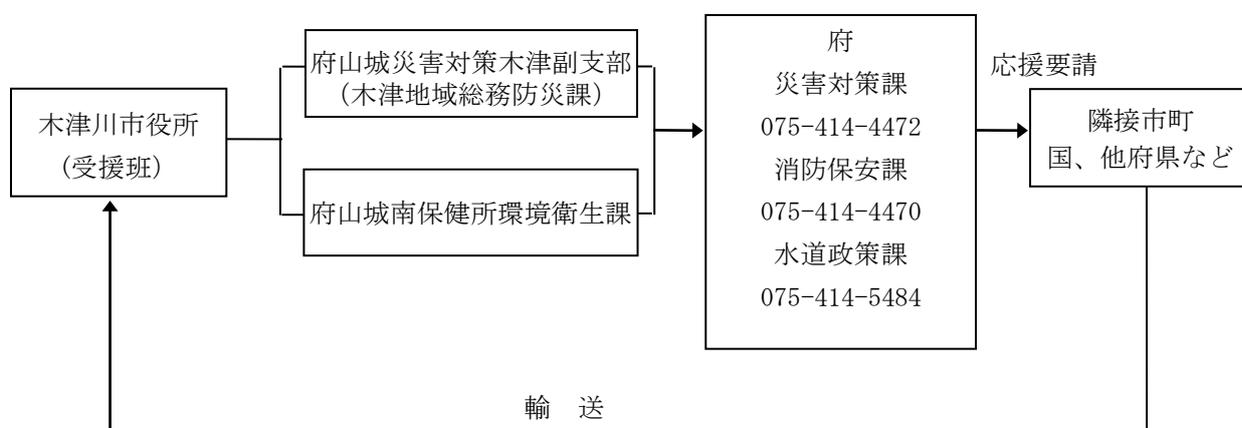
【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

第3 供給期間

災害発生の日から7日以内。ただし、災害状況等によって、7日を越えて対応が必要となる場合については、適切な期間について日本水道協会と協議を行うものとする。

第9節 広域的支援の要請

知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対し広域的な支援の要請を行う。



(注) 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第12章 住宅対策計画

関係部署	危機管理課、総務部、建設部
------	---------------

第1 計画の方針

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は災害のために住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画について定める。

第2 被災住宅に対する措置

1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3による応急仮設住宅の建設、第4による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構による災害関連諸貸付制度について、指導にあたりとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国が、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっており、この措置を活用して対処する。

第3 応急仮設住宅

1 実施責任者

一般災害については、市長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。ただし知事が同法により職権の一部を委任した場合は、市長が実施する。

2 入居者選考の機関設置

入居者の決定は知事が行うが、市長はその補助機関として実施する。

建設班が、本編第3章「通信情報計画」に基づき調査した住家被害状況により入居対象者となるべき者につき調査し、次の事項に該当する者を民生委員の意見を徴して選考する。

3 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

4 費用の限度

1戸当たり平成25年内閣府告示第228号に定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

5 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

6 供与期間

その建築工事が完了した日から3箇月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合

には、その許可を受けた日から2年以内

7 既存の公的施設の利用

市は、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

8 建設候補地の選定

市は、あらかじめ被害が予想される程度等を考慮して応急仮設住宅建設適地を市有地等で二次災害の危険のない場所から選定しておく。

9 応急住宅等の供与

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤収されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

10 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運用管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第4 住宅の応急修理

1 実施責任者

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合、自らの資力により応急修理できない者に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が応急修理を行うものとする。ただし、知事が同法により職権の一部を委任した場合は、知事の補助機関としての市長が実施する。

2 対象者

住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

3 修理部分

居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分とする。

4 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

5 期間

発生の日から1箇月以内

6 建築資材の調達

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、特に必要が生じたときは国有林野産物(木材等)の減額販売を受けることができる。

第5 建設業者への依頼

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、迅速に対応できる建設業者へ依頼するものとする。

第13章 医療助産計画

関係部署	健康福祉部、消防本部
------	------------

第1 計画の方針

災害により医療の機能を喪失し、もしくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合における医療及び助産について必要な事項を定める。

第2 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市長が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

第3 医療及び助産の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日以前又は以後の7日以内の分べん者で災害のため助産の途を失った者

第4 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産を実施する必要があるときは、原則として救護班により行う。市は、相楽医師会と協議して救護班の編成、派遣への協力を依頼する。
- 2 患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院（京都第1赤十字病院）及び地域災害拠点病院（京都山城総合医療センター）又は医療機関に移送するものとする。
【資料編Ⅲ-7「市内医療機関一覧」参照】
- 3 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 4 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。
- 5 市から府への応援要請をする場合、府を通じて公立病院等に応援要請をする場合、並びに空輸のための応援要請をする場合は、府山城広域振興局を通じて行う。
- 6 府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めたときは救護班を派遣し、救護所において負傷者の応急治療を行い、重傷病者は救急隊と連携して、後送病院に搬送する。
- 7 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市から要請があった場合又は必要と認めたときは災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、災害現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、救急隊と連携した傷病者の搬送等を行う。

第5 救護所の開設

救護班は、既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに木津保健センター、

加茂保健センター、山城保健センターを救護所とするほか、災害が激甚の場合は、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所を開設する。

第6 医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 救護班は、医療及び助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品一覧及び使用簿
- 2 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じて行うものとする。

第7 医療品等の調達

医療及び助産に必要な医療品等の調達については、市内医療品等調達先のほか、府山城広域振興局と協議し、必要に応じ、その処置をとるものとする。

第8 相互応援計画

本市は応援協定を締結しており、災害時には、この協定も活用して応急的な災害医療活動を緊密な連携のもとに迅速に実施する。

【資料編Ⅱ-9「相互応援協定等一覧」参照】

第9 災害救助法による医療基準

- 1 対象
災害のため医療の途を失った者
- 2 医療範囲
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 3 費用の限度
 - (1) 救護班……使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
 - (2) 病院・診療所……社会保険の診療報酬の額以内
 - (3) 施術者……社会保険診療報酬に準ずる額、又は協定料金の額以内
- 4 期間
災害発生の日から14日以内

第10 災害救助法による助産基準

- 1 対象
災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
- 2 助産範囲
 - (1) 分べんの介助

- (2) 分べん前及び分べんの後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 費用の限度

- (1) 救護班……………使用した衛生材料の実費
- (2) 病院・診療所……使用した衛生材料の実費及び措置費
- (3) 助産師……………慣行料金の8割以内

4 期間

分べんした日から7日以内

第14章 保健衛生、防疫計画

関係部署	市民環境部、健康福祉部
------	-------------

第1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講じる。

食品の衛生対策については、府等と連携して、食品の調達・支給状況を把握しその衛生確保を図る。また、ペットの保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等のペットを保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

第2 実施責任者

市長が府山城南保健所等と協力して実施する。ただし、市で実施できないときは、近隣市町の協力を得て、府山城南保健所にこれの実施を依頼する。

第3 防疫班の編成

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合には必要に応じ、防疫班を編成して行うものとする。

防疫班の編成は、次のとおりとし、実状に応じて対処する。

- 1 医師
- 2 看護師
- 3 市の生活環境班職員

第4 防疫の種別及び方法

1 防疫の実施基準

災害時における防疫活動の実施基準は「災害防疫事務提要」(厚生省公衆衛生局通知)による。

2 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

3 そ族昆虫等駆除方法

汚染地域のそ族昆虫等の発生場所に対し、薬剤を散布し発生源の除去を実施する。

4 臨時の予防接種

感染症等の予防上必要があるときは、臨時に予防接種を実施する。

5 疫学調査及び健康診断

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に疫学調査（健康診断及び検便）を行うものとする。

なお、疫学調査の結果、必要がある場合は、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』の規定による健康診断を行う。

第5 食品衛生活動

1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関してもこれに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「[避難所における食品衛生確保ガイドライン（京都府生活衛生課作成）](#)」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊出しによる食事提供時における衛生確保

市等の炊出し実施者は、「[避難所における食品衛生確保ガイドライン（京都府生活衛生課作成）](#)」に基づき炊出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

府山城南保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講じる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第6 ペットの保護及び収容対策

1 実施機関

災害で放置された犬、猫等のペットの保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

- (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (7) 特定動物が逃走した場合、人への危害防止を図るため、必要な措置を講じる。
- (8) ペットに関する相談窓口を設置する。

第7 備蓄資材等

1 防疫用薬品

- (1) エタノール、クレゾール石けん液、カルキ、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん液、DDVP含有製剤等を防疫班において平常時から備蓄、又は調達できる体制を確立する。
- (2) 防疫薬品の調達は、備蓄を基本とし、不足する場合には、府に供給を要請する。

第8 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所と協力し検査、予防注射並びに消毒等を実施する。

第9 指定避難所等の衛生環境の向上

1 指定避難所の既存トイレを使用するほか、仮設トイレ等の早期設置、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、トイレカー等を使用して、快適なトイレの設置に努める。

また、良好な衛生状態を保持するため、清掃、し尿処理等について、適切な処置を講ずる。

2 トイレの確保に当たっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置について検討するものとする。

第 15 章 被災者救出計画

関係部署	危機管理課、消防本部、消防団
------	----------------

第 1 計画の方針

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護について定める。

なお、地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるので、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう各種防災施策を実施する。

具体的には、第 2 編第 19 章「自主防災組織整備計画」に定めるところによるものとする。

第 2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、近隣市町又は府及び消防、警察に救出の実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第 3 救出の対象者

救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - (1) 火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立地点にとり残された場合
 - (4) 山津波等により生埋めになった場合
 - (5) 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

第 4 救出の方法

- 1 救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに市職員、警察官、消防職員・団員に通報する。
- 2 救出要員は市職員、警察官、消防職員・団員をもってこれにあてる。
- 3 救出に必要な車両、その他の器材はあらかじめ整備しておくものとする。

第 5 災害救助法による救出の基準

- 1 対象
 - (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
 - (2) 災害のため生死不明の状態にある者

2 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

3 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

第6 資機材等の調達等

1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

2 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

第7 活動拠点の確保及び活動の調整

1 市は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、関係機関の部隊の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、公共施設の空きスペースや空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

2 市本部は、消防本部と調整のうえ、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。

3 関係機関は、市本部による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第8 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第 16 章 遺体の搜索、取扱い及び埋火葬計画

関係部署	市民環境部、消防本部、消防団
------	----------------

第 1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索は、市が京都府木津警察署及び消防本部等の協力のもとに実施する。また、検視及び遺体の身元確認は、警察及び医療機関の協力も含め、死者が多数発生すると予想される場合は、集中遺体安置所で行うこととし、迅速かつ丁寧な遺体の取扱いに努め、遺族の意向に沿った形で、遺体の引き渡し等の要領について定める。

第 2 実施責任者

市長が実施する。ただし市で対処できない場合、市長は、隣接市町又は府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により市長が実施する。

第 3 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

消防本部及び木津警察署に協力を要請し、搜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。

3 応援の要請

市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府山城災害対策支部及び隣接市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対し応援を要する場合には、次の事項を明示して要請する。

- (1) 遺体が埋没していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人員又は器具等

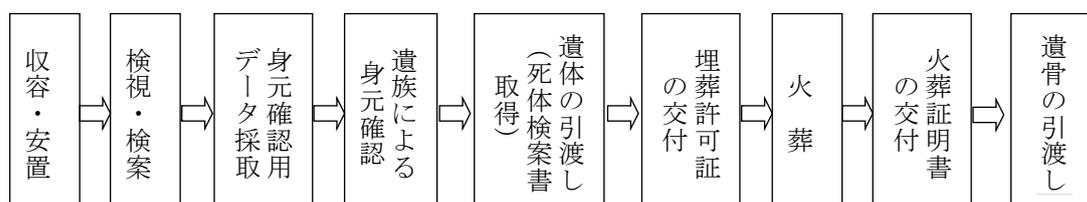
4 機材の借上

市長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

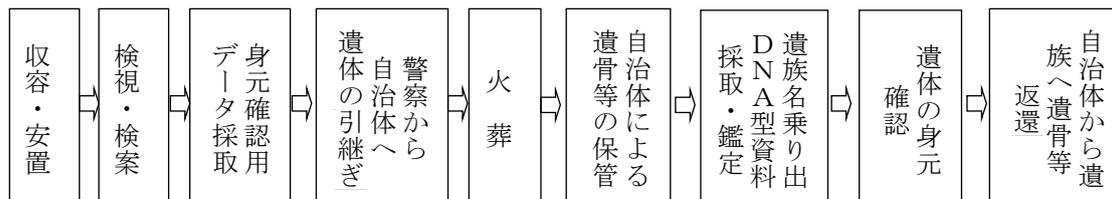
第 4 遺体の収容取扱い

1 大規模災害時の遺体取扱い業務の流れ

(1) 身元判明の場合



(2) 身元不明の場合(行政へ遺体引き渡し後に遺族が名乗り出た場合)



※ 名乗り出た遺族とDNA型の異同識別を行い、誤返還防止のため、血縁関係を確認する。

2 収容・安置の実施要領

(1) 遺体の収容

市長が消防本部及び木津警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

(2) 遺体安置場所

多数の遺体が収容される場合は、集中遺体安置所を設定する。市長はあらかじめ遺体安置場所予定地として指定した体育館、運動場、公園等の公共施設に安置する。なお、場所の指定に際しては、避難所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定する。

3 取扱いの内容

(1) 検視・検案

多数遺体の検視については、警察の計画により行われ、死因の究明と身元確認資料を収集する。検視場所を予め定めておくものとする。状況により、空地にテント等を設置して検視活動を行える場所の確保も考慮する。

(2) 遺体の納棺、一時安置

検視が終了した遺体については、警察及び市が連携して洗浄、防腐処理等を施した上で納棺し、遺体安置所等へ移動を行う。

4 変死体の届出

変死体については、直ちに木津警察署に届出をし、検視後に遺体の処理にあたる。

5 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡の上、遺体を引渡すものとする。

なお、遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

6 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

第5 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない遺体とする。

2 埋火葬の実施

埋火葬の実施は、市が直接火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に現物をもって引き渡す。
また、仮埋葬は行わないこととし、遺体の腐敗状況を勘案し、火葬する時期を判断する。
なお、埋火葬の実施に当たっては次の点に留意する。

- (1) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
- (2) 事故死等による遺体については木津警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
- (3) 身元不明の遺体については、木津警察署に連絡し、その調査にあたる。
- (4) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (5) 埋火葬が市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。
- (6) 遺体の身元が判明している場合は、遺族、親族等関係者へ連絡する。

第6 災害救助法による基準

1 遺体の捜索

(1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象となる。

(2) 費用の限度

捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。この際、関係遺族等へは、丁寧に理解を求める。

2 遺体の取扱い

(1) 対象

災害の際死亡した者とする。

(2) 取扱い内容

ア 検視・検案

イ 遺体の納棺、一時安置

ウ 遺体の一時保存

(3) 費用の限度

ア (2)のイについては災害救助法施行細則で定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は、1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内とする。

ウ 検案は、当該地域における慣行料金以内とする。

(4) 処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の火葬

(1) 対象

災害により死亡した者とする。

(2) 火葬の範囲

ア 棺（附属品を含む。）

イ 火葬

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内とする。

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第17章 障害物除去計画

関係部署	建設部
------	-----

第1 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長が実施する。また、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

なお、市で対処できないときは、隣接市町又は府に必要な応援を要請する。

第3 道路関係障害物除去

- 1 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。
 - (1) 一般国道(指定区間)：近畿地方整備局
 - (2) 府が管理する一般国道(指定区間外)及び府道：府山城南土木事務所
 - (3) 市道：市
- 2 除去の方法は、崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。
- 3 道路状況により交通規制、う回路が必要な場合は、木津警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。
- 4 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、府山城南土木事務所長を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- 5 避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じて国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に適確な情報提供を行う。

第4 住宅関係障害物除去（災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準）

- 1 対象
居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者
- 2 費用の限度
ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃等とし災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

3 実施期間

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとし、市長はその結果を府へ報告する。

第 5 空家関係除却等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 18 章 廃棄物処理計画

関係部署	市民環境部
------	-------

第 1 節 計画の方針

被災地の生活ごみ、廃棄物（がれき）及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第 2 節 実施責任者

市長が実施する。ただし、被害が激甚のため実施できないときは、近隣市町からの応援を得て実施するが、知事に連絡し必要な斡旋を求めるものとする。

第 3 節 平常時における清掃能力

管内における平常時のし尿収集・処理能力及びごみ収集・処理能力は、次のとおりである。

1 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
相楽広域行政組合 そうらく衛生センター (し尿処理施設)	木津川市山城町上狛大谷 181	76 k ℓ/日	0774-72-0421

2 ごみ処理場

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
環境の森センター・ きづがわ	木津川市鹿背山川向 1-2	94 t /日	0774-72-1010

3 最終処分場

名 称	所 在 地	埋立終了年度	電話番号
木津川市 桜台環境センター	木津川市山城町神童子桜峠 59	R14	(無人)

第 4 節 災害時の措置

第 1 し尿等の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急にくみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準に従って行う。

1 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

2 し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況、稼働見込み、仮設トイレの必要数を把握し、府に報告する。

3 野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障がい者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。また、水道や下水道等の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

4 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

5 くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として便槽容量の2割～3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。浄化槽についても同様の措置をとる。

6 し尿等の処分

し尿等の処分はし尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は相楽広域行政組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

7 府等への応援要請

- (1) し尿等の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町に応援要請する。
- (2) 近隣市町で応援体制が確保できない場合には、府に対し、広域的な支援の要請を行う。

第2 生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集処理

生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に従って行う。

1 処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等を把握し、府に報告する。

2 収集順位

衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 生活ごみのうち腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域の生活ごみや重要性の高い施設（避難所等）の生活ごみ
- (3) 廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

3 処理方法

- (1) 発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、

- 一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- (2) 不燃ごみ(資源ごみを除く。)は、埋立場に運搬し埋立処分する。
 - (3) 大型の可燃ごみは、焼却及び破碎の上埋立処理をする。
 - (4) 運搬車によることができない地域については、ビニール袋等の各戸への配布、ドラムカン、たる等の配置をする。
 - (5) 食物の残廃棄を優先的に収集する。
 - (6) 大量に出る生活ごみを一時に収集することが困難な場合は、必要に応じ、あらかじめ選定しておいた運搬上、衛生上等適当と思われる場所を「臨時集積場及び処理場」として使用するほか、適正に処理する。
 - (7) 生活ごみ、廃棄物(がれき)の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
 - (8) 廃棄物(がれき)の処理に当たって、「選別・保管のできる仮置場」の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物(がれき)の最終処分までの処理ルート確保を図る。
 - (9) 応急活動後、処理の進捗状況を踏まえ、廃棄物(がれき)の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。
 - (10) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第3 被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階においてその状況を別に定められた様式により府山城南保健所を経由し文書で報告する。

第19章 文教対策計画

関係部署	危機管理課、健康福祉部、教育部
------	-----------------

第1節 計画の方針

第1 方針

災害発生時における文教応急対策については、園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第2 実施責任者

- 1 市立の学校等の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、市長が行う。
- 2 各学校等の災害発生の場合に伴う適切な措置は、学校長、園長、所長が行う。
- 3 私立の学校、幼稚園及び保育所については、当該学校長、幼稚園長又は保育園長が行う。

第2節 事前措置

第1 計画の策定

校（園）長は、学校（園）の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき、明確な計画を立てておく。

第2 連絡体制の確保

教職員、保育士は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合、校（園）長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。

- 1 学校行事、会議、出張等を中止すること
- 2 児童生徒等の避難、災害時の事前指導及び事後処理等につき、保護者との連絡方法を検討すること
- 3 市教育委員会、市、木津警察署及び保護者への連絡網の確認を行うこと
- 4 勤務時間外においては、校（園）長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

第3節 発災時の応急対策

第1 発災情報の把握

第2編第1章「気象等予報計画」により、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、本編第3章「通信情報計画」により、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3 施設・設備の緊急点検

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4 学校等における安全対策

1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

3 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第4節 教育に関する応急措置

第1 休校措置

1 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各校（園）長は市教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、園児、低学年児童については教職員が地区別に付き添うものとする。

2 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、市防災行政無線又は電話連絡網によって保護者に伝えるとともに、電話により関係地域長、区長、町内会長・自治会長に伝達し、徹底を図る。

また、災害が京都府内全域に及ぶことが明らかに予想される場合においては、京都府教育委員会が防災に関する特別の指示をすることがある。この指示は通常午前6時のテレビ、ラジオニュースによるものとする。

3 授業中断等の措置

学校等において、授業（保育）を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業（保育）を行わないこと等の適切な措置を講じる。

4 その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校（園）長は、市教育長と協議し、決定するものとする。

第2 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して本編第8章「避難対策計画」の第16節「学校等における避難計画」に定める計画に基づいて、各学校（園）であらかじめ定めた計画により避難する。

第3 学校（園）施設の確保

授業（保育）実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

1 被害が軽少なとき

速やかに応急修理をして授業（保育）を行う。

2 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

3 被災学校（園）の大部分が使用不能の場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余裕教室を借用する。

4 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校等の再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

5 復旧後の措置

復旧の上は、小中学校授業時間及び休業日の変更又は振替授業等適切な方法により年間授業時間数の確保、学力低下の防止等に努める。

第5節 教科書及び学用品の調達並びに支給

第1 調達方法

1 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、府教育委員会に報告するとともに、指示に基づき取次供給所等に連絡し教科書の供給を受けるものとする。また、他の市町に対し使用済みの古本の供与を依頼する。

2 学用品の調達

学用品については府教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、府教育委員会の指示により調達する。

第2 給与対象者

災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

第3 給与の方法

教育班は、校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒等を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各校長を通じて対象者に給付する。

第4 支給品目

- 1 教科書及び副教材
- 2 文房具——ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- 3 通学用品——運動靴、傘、カバン、ゴム靴等
- 4 その他——体育用服、給食用品

第5 給与の費用、期間

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

第6 災害救助法による学用品の給与基準

1 対象

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童、生徒等とする。

2 学用品の品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

- (1) 教科書及び教材
実費とする。
- (2) 文房具及び通学用品
災害救助法施行細則で定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

4 期間

- (1) 教科書及び教材
災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 文房具及び通学用品
災害発生の日から15日以内とする。

第6節 発災後の対策計画

第1 教育に関する対策

1 教職員の確保

教育班は、教職員の被災状況を把握するとともに、与えられた権限内において市教育委員会が措置し、必要な場合には、府教育委員会に派遣を要請し、教職員確保に努める。

2 児童生徒等の健康管理等

- (1) 災害の状況により、被災学校（園）の児童生徒等に対し、感染症予防接種及び健康診断を府山城南保健所に依頼し実施する。
- (2) 被災した児童生徒等に対しては、その被災状況により府及びボランティアの協力により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持及び心のケアに努める。
- (3) 避難所となった学校等において、事前に決められた場所で救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用する。

3 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受け入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

4 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業（園）、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

5 学校給食対策

教育班は、応急的な給食の必要があると認めるとき、京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第2 学校等における環境対策

- 1 災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第3 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し総務部、健康福祉部と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるような人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第7節 社会教育施設の応急対策

社会教育施設の管理者等は、災害の発生状況に応じ、利用者を安全な場所へ避難させるなど安全対策に万全を期すものとする。

また、施設が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し総務部、健康福祉部と連携を図る。

そのほか、本章第3節第2「被害情報の収集・伝達」、第3「施設・設備の緊急点検」を準用するものとする。

第8節 大規模地震対策として事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教職員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教職員の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第20章 輸送計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1 計画の方針

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を実施するための対策について定める。

かつ、地震災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町並びに関係機関と密接な連絡協調を図って、具体的な対策を定める。

第2 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、市長の指示に基づき、市災害対策本部のそれぞれ応急対策を実施する各部・班において行うものとする。ただし、災害が激甚のため市災害対策本部において確保することが困難な場合は、府及び関係機関の応援を求めて実施する。

第3 輸送の対象等

1 輸送の対象

(1) 被災者の避難の場合

- ア 被災者自身を避難させるための搬送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

(2) 医療及び助産の場合

- ア 救護班によることができない場合において患者を基幹災害拠点病院等への搬送
- イ 救護班に属する医師、助産婦、看護師等の搬送
- ウ 重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の搬送

(3) 災害にかかった者の救出の場合

- ア 救出された被災者の搬送
- イ 救出のための必要な人員、資材等の輸送

(4) 飲料水の供給の場合

- ア 飲料水の輸送
- イ 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

(5) 遺体の捜索の場合

遺体の捜索に必要な人員及び資材等の輸送

(6) 遺体の処理の場合

- ア 遺体の処理等のために必要な人員、資材等の輸送
- イ 遺体の移送の場合

(7) 救済用物資の整理及び配分の場合

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の輸送

- イ 学用品の輸送
- ウ 炊出し用食料品、調味料、燃料の輸送
- エ 医薬品、衛生材料の輸送

2 輸送順位

(1) 人員の搬送

災害によって優先搬送される人員は、災害対策本部員、消防団員、応急措置を行う要員、救出された被災者等

(2) 物資の輸送

物資輸送については、府山城広域振興局及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するのは食料、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

第4 輸送力の確保

1 車両等の確保

公用自動車等の配車計画については総務部が行うが、各部・班のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は府及び近隣市町村への協力を要請するものとする。この場合、借上げ手続き、その他必要事項は総務部が措置し、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

2 輸送力の確保についての協力要請

総務部においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じ、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講じるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社
- (2) 各種運送会社

3 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) トラック、バス等による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 航空機、ヘリコプター等による輸送
- (4) 人力等による輸送

4 人力による輸送の場合

へき地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送等、災害の状況により、車両、ヘリコプター等による輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人夫等を臨時に雇用し、人力による輸送を行う。

5 ヘリコプター等による輸送の場合

- (1) 地上輸送が全て不可能の場合又は輸送の急を要するもの等の場合には、消防本部と調整し、直ちに府災害対策支部を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。
- (2) 災害対策用ヘリコプター離着陸場の活用
災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用ヘリコプター離着陸場を活用する。

【資料編Ⅲ-8「災害対策用ヘリコプター離着陸場一覧」参照】

第5 緊急通行車両の取扱い

1 確認をする対象

災対法第76条の規定に基づき、緊急通行車両として確認の対象となるものは、おおむね次のようなものである。

- (1) 水防活動のために通行させるとき。
- (2) 消防活動のために通行させるとき。
- (3) 警察活動のために通行させるとき。
- (4) 防疫活動のために通行させるとき。
- (5) 生活必需物資輸送のため通行させるとき。
- (6) 応急的な道路、河川、砂防、電気、通信(電話を含む。)、上下水道及びガス等の工事のために通行させるとき。
- (7) 鉄軌道等の工事(架線工事を含む。)のために通行させるとき。
- (8) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道関係者が事案に関する取材のために通行させるとき。
- (9) 傷病者の救護のため又は医師が救急患者の診断、治療等のために通行させるとき。
- (10) 郵便物(電報を含む。)の集配のために通行させるとき。
- (11) 清掃、廃棄物、汚物処理(ゴミ取り、くみ取り等)、消毒等保健衛生上の必要のために通行させるとき。
- (12) 自衛隊が防災活動のために通行させるとき。
- (13) その他災害対策本部の災害予防計画及び災害復旧計画に基づき通行させるとき。

2 緊急通行車両の確認申請

災対法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、緊急通行車両確認申請書【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】に輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて、交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に提出し、標章【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】及び緊急通行車両確認証明書【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】の交付を受ける。

3 事前届出車両の確認

従前の運用(令和5年8月31日まで)に基づき緊急通行車両事前届出証(以下「届出済証」という。)を交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出証の提示を求めて内容を確認する。

- (1) 確認申請があった場合は、必要な審査は不要となる。

(2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

第6 災害救助法による輸送基準

1 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第7 輸送路の確保

大規模地震の発生時は交通規制の遅れ、道路の損壊及び倒壊物等による遮断などにより、輸送路の確保に困難を伴うことが予想される。したがって、市は輸送路の確保のため、次の事項についてあらかじめ検討の上、速やかに実施を図るものとする。

1 迅速な交通規制の実施のため、一般計画編第3編第21章「道路交通対策計画」に定める交通規制の実施責任者との協議を行う。

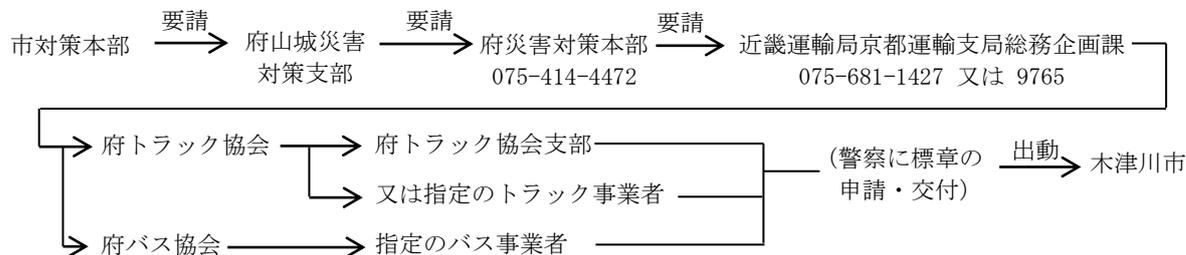
2 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急啓開道路を定め、業者への事前認識や連絡方法等確立し、災害時は優先的に緊急啓開道路から啓開を図る。

第8 府への斡旋要請

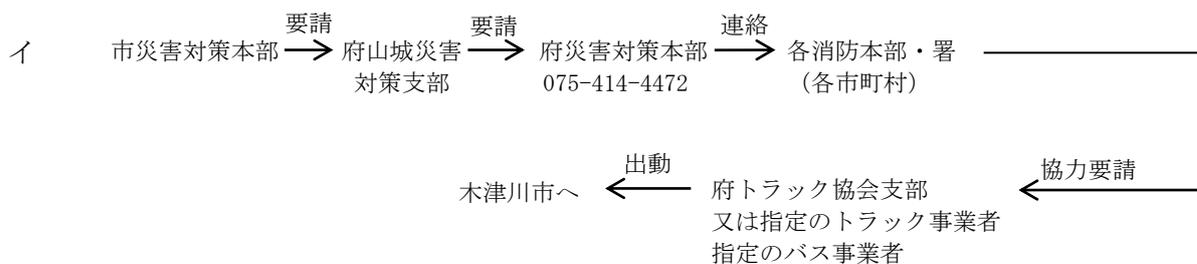
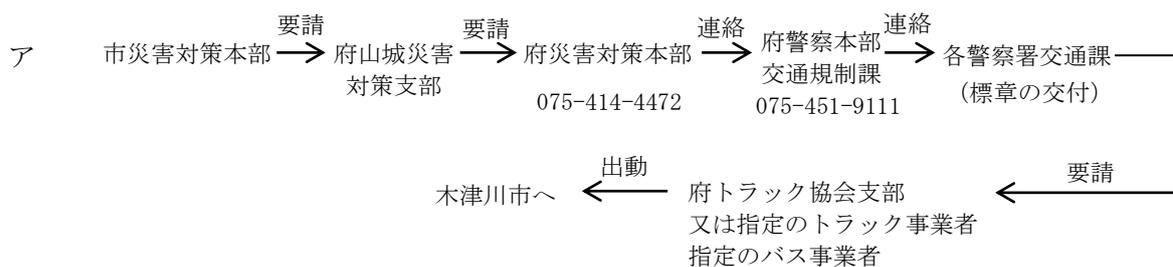
市で確保する車両だけで不足する場合は、知事へ調達の斡旋を求めるが、その手続きは、一般計画に定めるとおりとし、連絡系統は次のとおりであり、府災害対策本部への連絡は府山城災害対策支部（総務防災課）又は府山城災害対策副支部（地域総務防災課）を通じて行う。

1 陸上輸送を要請する場合

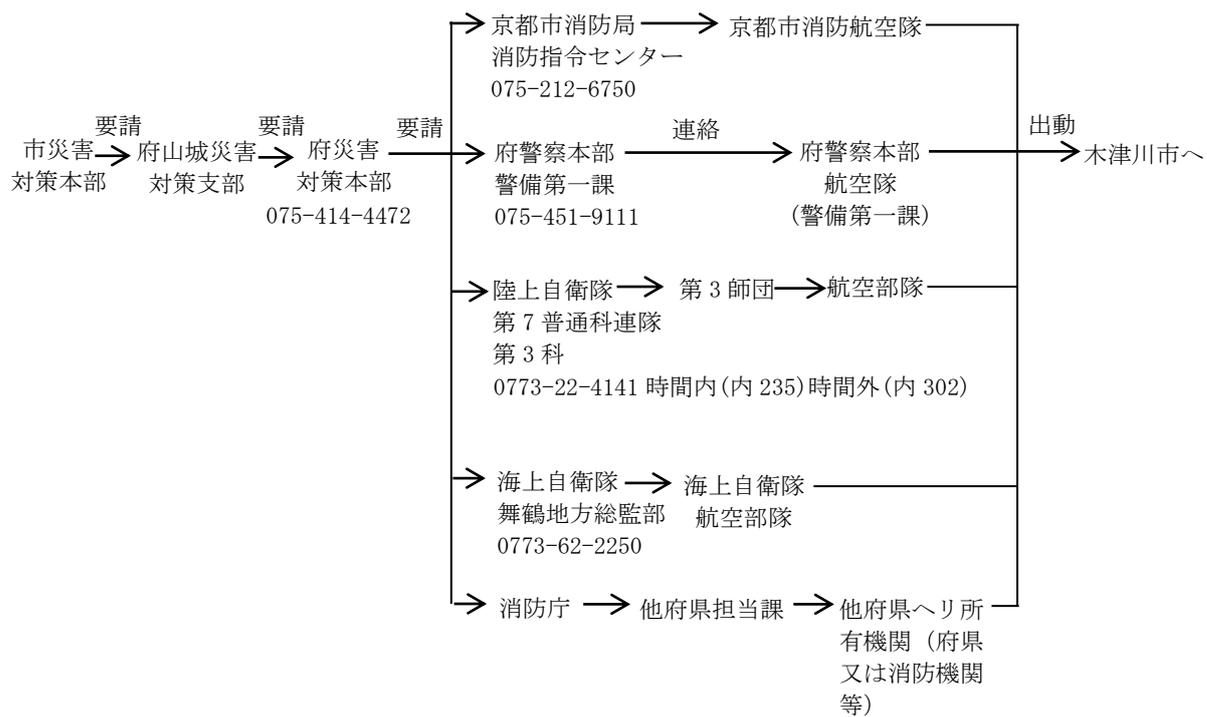
(1) 通常の場合



(2) 通信連絡網途絶の場合



(3) ヘリコプターによる空輸を要請する場合



第 21 章 道路交通対策計画

関係部署	建設部
------	-----

第 1 計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全及び円滑の確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

第 2 実施責任者

- 1 市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行う。
- 2 交通の規制は、次の区分により行う。

(1) 府山城南土木事務所長等

ア 災害発生前において異常気象等により道路（下表参照）の交通が危険と認められる場合、府山城南土木事務所長が通行規制を行う。

連続雨量による通行規制区間

路線名	規制区域
国道 163 号	木津川市山城町上狛～木津川市加茂町西 木津川市加茂町井平尾～笠置町笠置
主要地方道木津信楽線	木津川市加茂町井平尾～和束町長井

（出典：府防災計画）

イ 災害による道路の破損、決壊、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、府管理道路については、府山城南土木事務所長が通行の禁止及び規制を行う。

また、国が管理する道路については、近畿地方整備局京都国道事務所が通行規制を行う。

(2) 公安委員会及び木津警察署長

道路交通法に基づき、公安委員会又は木津警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合、当該道路につき区間又は場所を定めて歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第 3 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、所管する道路、橋梁等に被害が生じた場合、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は市長は相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設班を中心に調査するものとする。
- (3) 建設班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

3 交通規制

- (1) 道路管理者又は木津警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 道路管理者又は木津警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。
- (3) 道路管理者及び木津警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておくものとする。
- (4) 車両の運転者の義務
道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(5) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

- (ア) 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。
- (イ) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (ウ) 道路の中央に放置されている車両は、道路の左側に移動する。
- (エ) 混乱している交差点では、公園、空き地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるように努める。
- (オ) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場近くの運転者の協力を求めるなど適切な処置をとる。
- (カ) 運転者に対し、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- (キ) 規制区域内の住民に対し、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (ク) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先して誘導する。
- (ケ) 避難誘導に際しては、被災者の混乱による事故防止に努める。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らそ

の措置をとるものとする。

ウ 消防職員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

4 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合、災害の状況に応じ物資輸送や応急対策活動等に必要な路線を指定して円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関との連絡調整の上で、第2編第22章「交通対策及び輸送計画」第2節に定める緊急輸送道路の中から緊急輸送道路を指定する。

災害時に道路除雪等が必要となる場合は、緊急交通路及び緊急輸送道路を中心に除雪等を実施するものとする。

第 22 章 危険物等応急対策計画

関係部署	危機管理課、総務部、消防本部、消防団
------	--------------------

第 1 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて本編第 3 章「通信情報計画」、第 6 章「消防計画」、第 15 章「被災者救出計画」、第 39 章「突発的大事故に対する災害応急対策計画」等に定めるところにより関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

第 2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないとき、市長は、隣接市町及び府並びに関係機関に応援を要請する。

第 3 計画の内容

1 危険物製造所等応急措置計画

- (1) 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防本部と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- (2) 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じ次の措置をとる。
 - ア 消防機関への通報
 - イ 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - ウ 付近住民等に対する広報活動
 - エ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - オ 避難誘導及び群衆整理
 - カ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - キ 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - ク 危険物の除去

2 火薬類保管施設応急措置計画

- (1) 火薬類を取り扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1) の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止にあたりるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じ次の措置をとる。
 - ア 在置火薬類に関する情報収集

- イ 消火活動
- ウ 注水その他の延焼防止活動
- エ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- オ 警戒区域の設定及び交通規制
- カ 飛散火薬類等の検索回収
- キ 二次爆発の防止措置

(4) 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- (1) 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- (2) 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- イ 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- ウ ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
- エ 漏洩防止作業
- オ 注水及び消火活動
- カ 付近住民等に対する広報活動
- キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク 避難誘導及び群衆整理
- ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

(3) 毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

- ア 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

4 毒物劇物保管施設措置計画

(1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに府山城南保健所、消防機関及び木津警察署に届け出るものとする。

(2) 緊急措置

府山城南保健所（又は木津警察署）は、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第23章 鉄道施設応急対策計画

関係部署	危機管理課、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社
------	------------------------------

第1 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部及び現対本部の業務

(1) 対策本部の業務

事故対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

(2) 現対本部の業務

ア 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

イ 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護、復旧に着手する。

ウ 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

復旧見込確度の標準

確 度	復旧時刻の精度
甲	±1 時間
乙	±2 時間
丙	±3 時間

エ 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。

オ 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

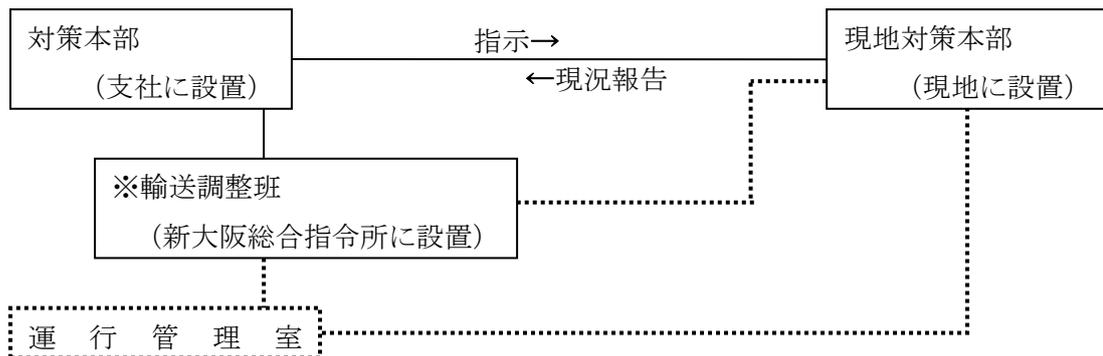
3 対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲

種 別	設置基準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき ・旅客、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたととき 	招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたととき 	招集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要と認めたととき（台風・降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき） 	必要最少数

- (1) 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。
- (2) 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの招集者を定めておくこと。
- (3) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

4 対策本部等の構成と班別業務分担

- (1) 対策本部等の設置箇所



- (2) 事故対策本部等の構成（第1種体制）

第1種体制・第2種体制によるものとし、別に定める。

5 地震発生時の列車の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時に、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

運転規制（JR在来線 京都支社）

速度規制	地震計が 40 ガル以上 79 ガル以下を示したとき	
	1	規制範囲内を初列車は 15 km/h 以下で運転を行う
	2	初列車が到着し異常がなければ次列車は 45 km/h 以下で運転を行う
	3	次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う
	4	ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。
運転見合わせ	地震計が 80 ガル以上を示したとき。	
	1	規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車は進入させないこととする。
	2	この場合、震度 4 以下のときは、15km/h 以下で最寄駅に到達後、運転を見合わせる。
	3	その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は 30 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

第 3 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

2 災害応急対策

(1) 異常事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規定」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異常事態対策本部又は非常支部、輸送統括部に現地対策本部又は非常支部を設置し、現地に復旧本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

「災害救助規程」により、災害の程度に応じた業務担当班を設置して、班員を動員する。

(3) 通信連絡体制

ア 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

- イ 必要に応じ、携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
- ウ 必要に応じ、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第 24 章 通信・放送施設応急対策計画

関係部署	危機管理課、 <u>NTT</u> 西日本株式会社、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送
------	--

第 1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

放送施設については、災害時において施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。

なお、放送機が全て故障し、また演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

また、地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合の、通信回線並びに電波通信装置の応急措置、局舎の応急復旧及び中継所の仮設置等、通信・放送を確保する対策について定める。

第 2 通信施設応急対策計画の内容

1 設備及び回線の応急復旧措置

(1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

(2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第 1 順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れるなどの方法により速やかに業務の再開を図るものとする。

第 3 放送施設応急対策計画の内容

1 放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講じる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講じる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) **NTT**西日本株式会社への回復要請
- (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第 25 章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

関係部署	危機管理課、上下水道部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社
------	----------------------------------

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電気・ガス・上下水道施設が災害により被災した場合に、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気等による二次災害を防止するための対策について定める。

第 1 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

1 計画の方針

災害が発生した場合には、電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

2 計画の内容

(1) 非常災害前の対策

ア 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため、諸施設の災害予防について対策を講じる。

発電機、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講じる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

イ 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに、手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

ウ 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに、連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じ、他電力会社等との相互協力体制を確立する。

(2) 非常災害発生時の対策

ア 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

イ 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において、被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

ウ 被害の復旧

非常災害対策本部は、各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は、原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況、復旧の難易等を勘案の上、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

(3) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

第2 ガス施設応急対策計画〈大阪ガス株式会社〉

1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 応急対策

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(ア) 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(イ) 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ 地震災害対策

(ア) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

(イ) SI 値 60 カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI 値 30 カイン相当以上、60 カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

(ウ) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

第3 ガス施設事故応急対策計画

1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第2のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

2 事故発生時の応急措置

(1) 発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関又は市に通報するものとする。

(2) 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生時の通報を受けた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

(3) 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認の上火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示及び広報等を行うものとする。

(4) 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

3 災害状況の通報連絡

府・市・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

- (1) 災害の発生を覚知したとき。
- (2) 災害の状況を把握したとき。
- (3) 災害の応急措置に着手したとき。
- (4) 災害の応急措置が完了したとき。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧を速やかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

第4 上下水道施設応急対策計画

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

上下水道班は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、情報班により消防本部等関係機関に迅速に伝達する。

(2) 支援要請等

上下水道班は、人員、資機材が不足する場合、総括班により速やかに相互応接協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、ガス事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の適確な対応を図るため、木津川市水道危機管理対策マニュアル（平成28年10月）に基づいた対応を図る。

(3) 災害広報

情報班及び府等は、上水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するよう努める。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

上下水道班は、災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被害状況を早急に調査し、情報班により下流域の自治体も含めて関係機関に迅速に伝達する。

(2) 災害広報

下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等の使用を停止するよう周知する。

(3) 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に

支障のないように応急措置を講じ、またポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

第 26 章 建造物応急対策計画

関係部署	建設部
------	-----

第 1 節 公共土木施設

第 1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

第 2 河川等施設

- 1 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水ポンプ場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者用通路や河川敷などを輸送路や避難場所等に活用できるものについては、その空間確保に努める。
- 2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地関係施設に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。
- 3 ダム管理者は、ダムの臨時点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には二次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、木津川市と連携を図り情報交換を行う。

第 3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。また、必要に応じ府、国土交通省及び木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に適確な情報提供を行う。

また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次のとおりとする。

- 1 第 1 次緊急輸送道路
 - ・京奈和自動車道、国道 24 号、国道 24 号（城陽井手木津川バイパス）、国道 163 号、主要地方道八幡木津線、市道木 712 号相楽台 15 号線、市道木 713 号相楽台 16 号線
- 2 第 2 次緊急輸送道路
 - ・主要地方道木津信楽線、主要地方道奈良加茂線、主要地方道天理加茂木津線、主要地方道枚方山城線

第2節 地震被災建築物及び被災宅地の危険度判定等計画

第1 計画の方針

地震により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む）に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

第2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）は、地震被災建築物応急危険度判定拠点において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）との連絡及び調整等に関する業務を行う。宅地被害における被災宅地危険度判定士に関しても、同様とする。

第3 支援要請

市は、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊等から住民の生命を保護するため、地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を実施することとし、府に対し判定士の派遣要請を行う。府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

- 1 大規模な地震が発生した場合、建築物又は宅地の被災状況に関する情報
- 2 派遣日数
- 3 派遣人数
- 4 地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を実施するに当たり、必要な資機材等
- 5 地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の宿泊場所等

第4 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

建築物（又は宅地）に関して被害が見られる場合は、府地震被災建築物応急危険度判定協議会（府被災宅地危険度判定連絡協議会）で検討を行った連絡体制等に基づき、府が応急危険度判定士（被災宅地危険度判定士）の出動態勢を組織、支援し、市が判定業務を実施する。

【資料編Ⅲ-9「応急危険度判定調査フロー」参照】

第5 判定実施本部

1 判定実施本部の設置及び閉鎖

市は、地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を行うときは、市災害対策本部長が市災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。判定実施本部長には、市災害対策本部副本部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定が終了した場合、市災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

2 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、市災害対策本部と同じ場所とし、市本庁舎とする。

3 報告

市災害対策本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

4 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地震被災建築物又は被災宅地の被害状況の把握に関すること
- (2) 判定実施計画の作成に関すること
- (3) 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
- (4) 判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
- (5) その他判定実施本部長が必要と認めること

5 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、市災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。なお、判定実施本部には判定士を常駐させるものとする。

6 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を行うに当たり、次の資機材等を用意する。

- (1) 判定調査表
- (2) 判定ステッカー
- (3) 判定街区マップ
- (4) 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- (5) 携帯電話

7 保険

判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、府が加入する保険を適用するものとする。事故の連絡を受けた場合、市は、速やかに府に報告する。

第 27 章 農林関係応急対策計画

関係部署	建設部
------	-----

第 1 計画の方針

各種災害に対し、農林産物の被害を最小限に止めるための方策について定める。

第 2 計画の内容

各種災害に対し、災害発生時点における農産物の生育状況等も踏まえて、府地域防災計画で定められている対策も参考とし、近畿農政局、府農林水産部、京都やましろ農業協同組合、森林組合等との連携により、次の対策を実施する。

- 1 雪害及び寒干害対策
- 2 晩霜と低温障害対策
- 3 春季高温障害対策
- 4 春季長雨障害対策
- 5 ひょう害対策
- 6 長梅雨及び水害対策
- 7 夏季低温・日照不足対策
- 8 風水害対策
- 9 農林水産施設等応急対策

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するため、次のような応急対策を進める。

(1) 耕地、農業用施設

ア 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市に速やかに報告することとする。

なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、府と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

イ 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡を取り、二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

ウ 管理施設（頭首工、揚水機場、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

エ 近畿農政局は、耕地復旧の応急対策として次の機械を貸し付ける。

(ア) 機械の種類

排水機（エンジン付）

(イ) 貸付対象

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

(ウ) 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（641－6391～3）

(2) 林業用施設

ア 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

イ 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

ウ 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

(3) 畜産施設

ア 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。

イ 家畜衛生の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。

ウ 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

(4) 治山施設

ア 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、市、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

イ 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

ウ 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第 28 章 労務供給計画

関係部署	各部
------	----

第 1 計画の方針

災害応急対策を実施するに当たって、市災害対策本部員及び消防団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、労働力を確保するための措置について定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとる。

第 2 実施責任者

労働者の雇上げは、市長の指示により市災害対策本部の各部・班において行うものとする。

第 3 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の搜索
- 6 遺体の処理
- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

第 4 労働者の雇上げ

市だけでは要員の不足が生じたときは、以下の要領で人員確保を図る。

- 1 次の事項及び労働条件等を付し、府を通じ、京都労働局へ要請する。
 - (1) 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
 - (2) 労働者の所要人員
 - (3) 雇用を要する期間
 - (4) 労働者が従事する地域
 - (5) 労働者の輸送方法
 - (6) その他必要な事項
- 2 府によって確保された労働者が待機する場所を、市災害対策本部の各部・班が指定する。待機完了時に、府（商工労働観光部）が、府災害対策本部を通じこの旨を市災害対策本部の各部・班へ連絡する。
- 3 市災害対策本部の各部・班は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受入れる。

第5 費用の負担

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、市（市災害対策本部の各部・班）の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、地域における通常の実費（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）とする。

第 29 章 自衛隊災害派遣要請計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部
------	-------------

第 1 計画の方針

自然災害その他の災害に際し、住民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣についてその手続等を定める。

第 2 災害派遣要請基準

- 1 市長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、市及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるとき、府山城広域振興局を通じて知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求める。
- 2 市長は、人命救助等のため緊急を要し、府山城広域振興局を通じて知事に派遣要請を行うように求めるいとまがないときに限り、直接自衛隊に対し要請の連絡をすることができる。この場合、市長等は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第 3 災害派遣要請要領

1 要請事項及び要領

市長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求めようとするときは、次の事項を明らかにし、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書を作成するいとまがないときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に求める。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を行うよう求める理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 受入れ体制

市長は、災害派遣を受けようとするとき、庶務班により次の事項を確立する。

- (1) 派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- (2) 派遣部隊の宿泊所等を準備する。
- (3) 派遣部隊との作業について、作業内容に応じた作業計画を樹立しておく。
- (4) 部隊集結位置を確保する。
- (5) 駐車場等を確保する。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

【資料編Ⅲ-10「自衛隊活動拠点」参照】

3 派遣要請先

陸上自衛隊第4施設団長

所在地：宇治市広野町風呂垣外 1-1

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	0774(44)0001 (内線 236)	0774(44)0001 (内線 302)
府防災行政無線 (第3科)	地上 8-757-8109 FAX 8-757-8100	地上 8-757-8109 FAX 8-757-8100

4 派遣部隊到着時の措置

総括班は、派遣部隊が到着したとき、府山城広域振興局を通じて知事に報告し、派遣部隊との作業計画等の協議を開始する。

第4 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊派遣部隊は主として人命財産の救援のため各関係機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施するものとする。

1 被害状況の把握

知事から要請があったとき、又は第4施設団長等が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

7 応急医療、救援及び防疫

被災者に対し応急診療、救護及び防疫を行う。ただし、薬剤等は通常関係機関より提供を受け使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を行う。

第 5 使用器材、資材等の準備

市長は、自衛隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものはあらかじめ準備する。

第 6 経費の負担区分

市は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。ただし、市において負担することが適当でないものについては、府が負担するものとする。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- 2 1 に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第 7 撤収の要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったとき、速やかに文書をもって府山城広域振興局を通じて知事に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

第 30 章 職員派遣要請計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部
------	-------------

第 1 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣の斡旋について定める。

第 2 他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするとき、災対法第 67 条に基づき、他の市町村長に対し応援を要請することができる。また、災対法第 68 条により、知事に対し応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- 1 災害の状況、応援を要請する理由
- 2 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 3 応援を必要とする職員の職種別人員数
- 4 応援を必要とする場所及び期間
- 5 応援を必要とする活動内容
- 6 その他職員の応援について必要な事項

第 3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災対法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

市長が直接派遣を要請する場合（災害対策基本法施行令第 15 条）及び市長が知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合（災害対策基本法施行令第 16 条）は、ともに下記の事項を記載した文書により行う。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

第4 派遣職員の受入れ体制等

- 1 市長は、職員の派遣を受入れようとするときは、次の事項を確立するものとする。
 - (1) 派遣職員との連絡にあたるため、あらかじめ連絡員を指名する。
 - (2) 派遣職員の宿泊所等を準備する。
 - (3) 作業内容に応じ各部は作業計画を樹立し、派遣職員と作業について協議する。
- 2 市長は、派遣職員が到着したとき、府山城広域振興局を通じ知事に報告するものとする。
- 3 派遣職員の活動は、おおむね次の内容とする。
 - (1) 災害調査及び被害予測
 - (2) 復旧のための技術指導
- 4 市は、派遣職員で保有する使用可能機材等以外の作業実施に必要なものについては準備する。
- 5 派遣職員の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとする。
 - (1) 派遣職員の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
 - (2) (1)に該当するもののほか、必要経費で協議の整ったもの
- 6 市長は、派遣職員の目的を達成したとき、又は必要なくなったときは速やかに当該関係機関の長に対し、職員の撤収を文書により要請する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。また、府山城広域振興局を通じて撤収の旨を知事に報告する。

第 31 章 義援金品受付配分計画

関係部署	総務部
------	-----

第 1 計画の方針

被災者に寄贈される義援金品について、受付及び配分方法等を定める。

第 2 義援金品の受付

- 1 市、府、日本赤十字社京都府支部及びその他の機関で受付を行い、受付期間はおおむね災害発生の日から 1 箇月以内とし、必要に応じて延長する。
- 2 市における義援金品の受付は、庶務班において行う。
- 3 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けない。

第 3 市における義援金品の保管

- 1 庶務班は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付けるものとする。
- 2 義援金品は、適正に保管するものとする。

第 4 市における義援金品の配分

市で受け付けた義援金品は、庶務班が受入れ、その配分を担当する。義援金品の配分に当たっては、被害状況等を勘案して配分率並びに配分方法を決定し、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

第 5 義援金品受付、配分結果の報告

義援金品の受付配分状況を取りまとめるため、受付及び配分事務を終了したときは、直ちに次の様式により市内での災害にあってはその結果を市長に、市以外での災害にあっては府知事に報告するものとする。

義援金品受付状況報告

(機関名)

受付年月日	金額・品名、数量	寄 贈 者	
		氏 名	住 所
計			

義援金品配分状況報告

(機関名)

受付年月日	金額・品名、数量	配分先	備 考
計			

第 32 章 社会福祉施設応急対策計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

第 1 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

第 2 計画の内容

1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規定を策定する。

2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、防災資材等を備蓄する。

3 避難措置等

- (1) 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させるものとする。

- (2) 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休園とする。

4 防災関係機関との連携

施設長は、市等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう相互に非常災害支援協定を策定する。

第 3 施設の復旧

1 市営の施設

被害状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

2 私営の施設

被害状況の報告を待って、法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

3 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は、措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。

4 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第 33 章 災害支援対策本部運用計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

第 1 計画の方針

広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断される場合、市は、速やかに広域災害支援体制を確立し、府と調整の上、必要な災害支援活動を積極的に実施する。

第 2 災害支援対策本部体制

1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

広域災害が発生した場合、市長の判断により市に災害支援対策本部を設置し、必要な災害支援活動を実施する。なお、災害支援対策本部は、支援対策活動をおおむね終了し、市長が必要なしと判断した場合に閉鎖する。

2 災害支援対策本部の組織構成、事務分掌及び動員

災害支援対策本部の組織構成、事務分掌は、原則として、災害対策本部に準じることとするが、動員については、災害支援対策本部の指令に基づき、各部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

3 災害支援活動

市は、被災自治体の必要に応じて、主に義援金募集、給水活動要員派遣、救援物資や備蓄品の提供、公営住宅入居募集、広域一時滞在所の提供、ボランティア募集、その他支援要員派遣、各部所管事務で報告のあった支援対策などの災害支援活動を実施する。

第 34 章 災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画

関係部署	市民環境部、健康福祉部、教育部、消防本部、消防団
------	--------------------------

第 1 計画の方針

要配慮者は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

第 2 計画の内容

1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、市及び府がそれぞれの役割に応じて実施する。

2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

(2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、避難所への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を講じる。

3 高齢者に係る対策

(1) 市は、高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、府との連携のもとに災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

(2) 市は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

(3) 市は、府との連携のもとに、地域内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の老人保健福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。

(4) 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市は、府と連携し、本編第 8 章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。

(5) 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たって、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

4 障がい者に係る対策

(1) 市は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ファクシミリ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

- (2) 市は、府との連携のもとに、必要に応じて手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- (3) 市は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保して、サービスの提供に努める。
- (4) 市は、府との連携のもとに、地域内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障害福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- (5) 障がい者の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し、本編第8章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (6) 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たって、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

5 児童等に係る対策

- (1) 市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 市は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要に応じ、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
市は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- (3) 府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。
- (4) 乳幼児や妊産婦等の健康管理には特に留意することとし、市は、府と連携し、本編第8章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。

6 妊婦に係る対策

- (1) 市は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 市は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (3) 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し、第3編第8章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (4) 助産を実施する場合は、第3編第13章「医療助産計画」により対策を講じる。

7 外国人に係る対策

- (1) 市は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (2) 市は、府との連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

第 35 章 環境保全に関する計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、市民環境部
------	-------------------

第 1 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第 2 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、住民等への通報、指示等に関し、府の指導・助言その他の支援を受け、次の施策を行う。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 府が行う環境モニタリングに協力する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導を行う。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、府と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、府が実施する指導に協力する。
- 6 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、府が実施する被災工場等への指導に協力する。
- 7 府が実施する廃棄物処理工場への適正な処理の指導に協力する。
- 8 府が実施する建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導に協力する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

環境影響の応急及び拡大防止措置



第36章 ボランティア受入れ計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

第1 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、市及び府は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2 災害ボランティアセンターの運営等

1 災害ボランティアセンターの災害時体制への移行

次の各号に該当するときは、災害ボランティアセンターの機能を災害時体制に移行する。なお、災害時体制の解除の判断は、災害の復旧状況を考慮し、市と市社会福祉協議会との協議の上、決定するものとする。

- (1) 大規模災害が発生し、明らかに災害対応が必要であると市社会福祉協議会が判断したとき。
- (2) 市が災害対応上、必要であると判断し、市社会福祉協議会に要請したとき。

2 災害ボランティアセンターの設置場所

- (1) 通常、市社会福祉協議会の施設内に設置するものとする。ただし、災害等の状況により同施設内が適当でないとは判断される場合は、市が確保するものとする。
- (2) 市は、市社会福祉協議会の要請により、著しい被害を受けた地域に対し、現地ボランティアセンターの設置の必要性があると認めたときは、適切な場所に現地ボランティアセンターの設置に協力するものとする。

第3 災害時における災害ボランティアセンターの業務

- 1 災害ボランティアの募集・受付
- 2 災害ボランティアニーズの需給調整等
- 3 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- 4 災害ボランティアセンター応援者等の宿泊等受入れ業務
- 5 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- 6 市災害対策本部等との連絡調整
- 7 災害ボランティア活動にかかる支援募金活動
- 8 災害ボランティアの安全管理
- 9 京都府災害ボランティアセンター及び市民団体等との連絡調整並びにボランティア等の派遣要請
- 10 その他災害ボランティア活動に必要な業務

第 37 章 応援・受援計画

関係部署	各部
------	----

第 1 節 応援計画

第 1 計画の方針

他市町村において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、市が被災市町村に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

第 2 計画の内容

1 災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、府等と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 先遣隊の派遣

府等と調整の上、**先遣隊**を派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

府等と調整の上当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の市内への受入れ

エ 住民のボランティア活動の促進

(4) 府からの応援指示等

ア 知事は、市町村の実施する応急措置が適確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第 72 条に基づき被災時には市に対し被災市町村を応援するよう指示する。

イ 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第 24 条の 3 第 2 項に基づき市に対し、被災市町村等への消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

市内での災害時、市が応援を受ける場合には、「災害時受援マニュアル」による。

第2 計画の内容

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、府や他の市町村等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、速やかに応援要請を行うこととする。

2 受入れに向け必要な業務や体制の確立

(1) 情報の収集、共有及び公表

ニーズの把握と応援要請の整理に基づき、近隣市町村及び協定締結事業者・団体に対し、情報提供並びに要請状況の公表を実施する。

(2) 体制づくり

府や他の市町村等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。この際、消防関係の受援は、消防本部と調整を行う。

ア 救命救助・消火部隊受入れ

イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入れ

ウ 救援物資受入れ

エ 府、他市町村等応援要員受入れ

オ 広域避難

(3) 応援部隊等の受入れ

ア 応援部隊等の生活物資及び宿泊施設等の確保（必要に応じ、近隣市町村の協力要請）

イ 情報提供内容

(ア) 被害状況、活動場所及び進出拠点等の位置関係図等

(イ) 通行可能な緊急輸送ルート確保状況等

(ウ) 被災者ニーズの把握・取りまとめ状況

(エ) 物資輸送拠点及びヘリポートの確保状況

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入れ表明

4 マニュアルの整備

受援に関する事項の詳細について、「災害時受援マニュアル」を定める。

第 38 章 文化財等の応急対策計画

関係部署	教育部
------	-----

第 1 計画の方針

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を活用し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

第 2 計画の内容

- 1 被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- 2 被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- 4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第 39 章 突発的大事故に対する災害応急対策計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、関係各部、消防本部、消防団
------	---------------------------

第 1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、本市が関係機関と連携して推進する応急対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、必要に応じ、関係市への応援、広域避難所の開設等の応急対策を推進するものとする。

なお、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市防災計画の他の章の内容を援用する。

第 2 市の活動体制

市は、本市の区域に突発的大事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び市防災計画の定めるところにより、事故対策（警戒）本部を設置し、他の防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項については、各事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

また、府外の原子力発電所に係る災害が発生した場合においても、必要に応じて事故対策（警戒）本部を設置し、所要の応急対策の実施に努める。

第 3 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

市は、本市の区域において突発的大事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるとき、状況を調査して市防災計画の定めるところにより、速やかにとりまとめて府山城広域振興局を経由して、知事（府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災・列車火災・トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、報告するものとする。報告にあたり、消防本部と連携し、迅速に行うものとする。

また、下記に示す危険物等事故が発生した場合も、同様に、第一報を消防庁に対しても報告するものとする。

1 危険物等に係る事故

- (1) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この章において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
 - (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの
 - ア 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - イ 大規模タンクからの危険物等の漏洩等
- 2 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故

第4 広報活動

府の要請を受けて、市防災行政無線、CATV等により広報を行う。

第5 救急医療活動

消防機関等は、負傷者に迅速、適確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは市及び府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

市及び医療機関等は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当て等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、適確に負傷者の搬送を行う。

第6 避難対策

突発的の重大事故発生時の市等が行う避難指示等については、本編第8章「避難対策計画」によるほか、次のとおりとする。

1 避難誘導の実施

市等は、人命の安全を第一に緊急避難場所、避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難所の開設及び運営管理

市等は、必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

3 要配慮者対策

避難誘導及び広域避難地、避難所においては、高齢者及び障がい者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7 危険物等災害時における環境保全対策

危険物等災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

第8 林野火災時における消火活動

市及び府、消防本部等の関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

1 消火活動

(1) 地上消火活動

林野火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

(2) 空中消火活動

市及び消防本部は、府、他市町村、自衛隊等と連携しヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

ア ヘリコプターの要請

イ 空中消火基地

ウ 空中消火用資機材

府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱うものとする。

2 相互応援協定に基づく広域的対応

市等の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合、市及び消防本部は、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

第40章 原子力災害発生時における対応

関係部署	危機管理課、企画戦略部、関係各部、消防本部、消防団
------	---------------------------

第1節 原子力防災に関する基本方針

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）の6つの原子力事業所に15基の原子炉が設置されており、市からはおおむね90kmの位置にある。

福井県の原子力事業所で、放射性物質が事業所外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合、風向き等によっては、市においても退避又は避難が必要となる事態の発生が予測される。

放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、市としては放射性物質による汚染状況に応じ、①屋内退避、②コンクリート屋内退避、③遠隔地避難の措置を実施する。なお、「屋内退避」や「コンクリート屋内退避」は遠隔地避難又は自宅復帰への一時的措置と位置づける。

第2節 市における原子力災害応急対策

福井県の原子力事業所で原発事故が発生し、市への影響があると考えられる場合、市は、災害対策本部を設置し以下の応急対策を速やかに実施する。

第1 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、府が国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

第2 市における放射線量の把握

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となる。よって、市は府が実施する緊急時モニタリング結果を速やかに収集し、市内における環境放射線量の把握に努める。

第3 退避措置

1 市における退避に関する基準

市は、原子力災害による住民の放射線被曝を極力避けるとの考え方に立ち、福井県の原子力事業所で事故が発生した場合、以下の基準で退避措置を実施する。

市における退避に関する基準

事態の推移	退避及び避難の措置
原子力緊急事態宣言の発出（原災法第15条）	退避の準備
放射能汚染の拡大（市域への影響のおそれあり）	屋内退避
予測線量に基づき、市災害対策本部から指示	コンクリート退避又は遠隔地避難

2 退避の準備

市は、原子力緊急事態宣言の発出（原災法第15条）が行われた場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し退避の準備を指示するものとする。また、退避の準備指示に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 市災害対策本部から住民への緊急指示であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- (4) その他必要事項

3 退避の指示

市は、放射能汚染が拡大し、市域への影響のおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、全住民に対し退避及び避難の措置を指示するものとする。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害発生が予測される場合、飲料水、飲食物の摂取制限措置を実施し、府と連携し、安全な飲食物の供給を確保する。

第3節 広域避難（一次避難）者の受入れ

第1 原子力災害発生時における広域避難（一次避難）者の受入れ

市は、京都府が定める原子力災害に係る広域避難要領に基づき、宮津市からの広域避難者の受入れを行うものとする。

1 基本的な考え方

避難開始当初は、市が避難所の開設、施設管理及び当初の運営を担当するとともに、運営要領について、宮津市と連携を密に、逐次、引き継ぎ等に関して調整する。

2 避難所運営に必要な人員・物資の確保

当初は、あらかじめ計画した避難所の対応要員と避難所に必要な物資等は、現在、市で備蓄している物資を提供するとともに、避難者数に応じた仮設トイレの設置などを行う。また、京都府と連携し、必要な生活物資の調達・配布を行う。

3 生活支援サービスの提供

避難者の誰もが適切な生活支援サービスの提供を受けられるよう、京都府及び宮津市と情報共有を図り、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

【資料編Ⅲ-11「原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所」参照】

第 41 章 社会秩序の維持に関する計画

関係部署	総務部
------	-----

第 1 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第 2 計画の内容

1 関係機関の緊密な情報交換

市をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 市の活動

市は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

3 警察の活動

- (1) 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- (2) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 42 章 り災証明の発行計画

関係部署	危機管理課、総務部、建設部、消防本部
------	--------------------

第 1 計画の方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に災害対策本部長が確認できる範囲の被害程度について証明するものである。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第 2 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第 2 条に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

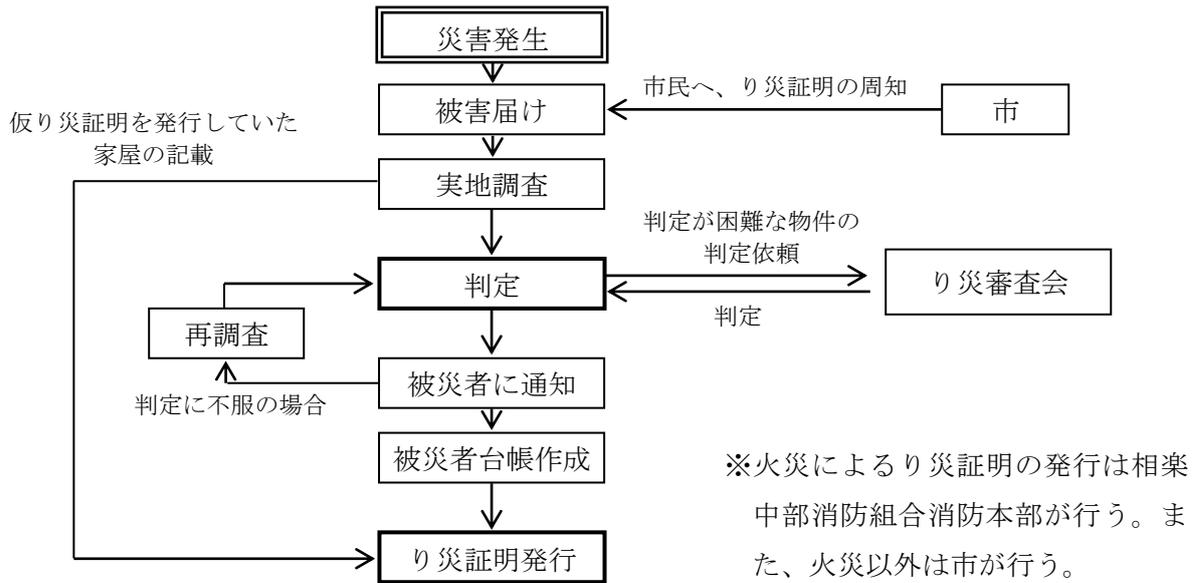
なお、家屋以外のものがり災した場合において、証明の発行が必要な場合は災害対策本部長の発行するり災証明で対応する。

- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損
- 2 床下浸水、床上浸水
- 3 全焼、半焼
- 4 全流失、半流失

第 3 被災家屋の被害認定基準

被災家屋の調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に沿って行い、「被害程度の認定基準」【資料編Ⅲ-2「被害程度の認定基準」参照】に従い、被害程度を区分する。

第4 り災証明発行の流れ



第5 被災者台帳の作成

市は、固定資産税台帳を基にり災証明の発行に必要な被害情報を被災建物調査結果（全壊・半壊・一部損壊）及びその他建物被害の実地調査によりまとめ、被災者台帳にこれを登録する。市は、全り災世帯の台帳を作成する。

実地調査には関係機関及びボランティア等の協力を得て、災害発生後おおむね1箇月以内を実施する。

なお、実地調査は2人1組で、外観目視による調査を原則とする。

第6 判定

被災者台帳に基づき、家屋被害の程度を判定する。判定の困難な物件については、り災審査会に判定を委ねる。り災審査会は、総務部長が主催し、判定結果を市災害対策本部長に報告し、承認を得る。

第7 り災証明の発行

市災害対策本部長は、被災者台帳に基づき申請のあった被災者に対し、被災家屋のり災証明は1世帯当たり1通を原則に発行する。

なお、市災害対策本部長は、災害の状況により被災者から申請のあった時点で仮り災証明を発行したときは、実地調査後にり災証明に切り替え発行し、その旨り災台帳に記録する。

第8 再調査申請の受付

市は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立入り調査により実施する。

第9 リ災証明に関する広報

市は、り災証明の発行及び再調査申請の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を災害対策本部に設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第10 住家被害調査に従事する担当者の育成

市は、平常時から住家被害調査に従事する担当者の育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

